

令和4年度 概算要求の概要



令和4年度文化庁概算要求の概要	1	◆ 文化芸術創造拠点形成事業	20
		◆ 『食文化あふれる国・日本』プロジェクト	21
文化芸術の新たな政策パッケージを基軸とした		◆ 生活文化の振興等の推進	22
文化芸術の創造・発展と人材育成	2	◆ 芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出	23
◆ トップアーティストのグローバル展開支援	3	◆ 日本博イノベーション型プロジェクト	24
◆ 東アジア文化交流推進プロジェクト事業	4	◆ 文化資源活用推進事業	25
◆ 国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応	5	◆ 美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業	26
◆ 国際文化交流・協力推進事業	6	◆ 新進芸術家グローバル人材育成事業	27
◆ 文化経済戦略推進事業	7	◆ 文化芸術による子供育成推進事業	28
◆ 戦略的芸術文化創造推進事業	8	◆ 伝統文化親子教室事業	29
◆ 国際芸術交流支援事業	9	◆ 子供文化芸術活動支援事業 (劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業)	30
◆ 日本映画の創造・振興プラン	10	◆ 地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究	31
◆ メディア芸術の創造・発信プラン	11	◆ 全国高等学校総合文化祭	32
◆ 我が国におけるアート・エコシステムの形成	12		
◆ 国際文化芸術発信拠点形成事業	13		
◆ 芸術家・文化人等による日本文化発信・相互交流事業	14	「文化財の匠プロジェクト」等の推進による文化資源の持続可能な活用の促進	33
◆ 芸術祭・芸術選奨	15	◆ 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備	34
◆ 舞台芸術創造活動活性化事業	16	◆ 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	35
◆ 劇場・音楽堂等機能強化推進事業	17	◆ 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業	36
◆ 障害者等による文化芸術活動推進事業	18	◆ 伝統的建造物群基盤強化	37
◆ 国民文化祭	19		

◆ 文化的景観保護推進事業	38	◆ 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）	59
◆ 埋蔵文化財緊急調査	39	◆ 地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等 継承基盤整備）	60
◆ 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	40	◆ 地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）	61
◆ 重要文化財等防災施設整備事業	41		
◆ 日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する 調査研究事業	42	文化振興を支える拠点等の整備・充実	62
◆ AIを利用した文化財建造物の見守りシステム	43	◆ 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン	63
◆ 石垣の耐震診断指針策定事業	44	◆ 文化観光拠点施設を中核とした地域における 文化観光推進事業	64
◆ 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業	45	◆ 博物館等の国際交流の促進	65
◆ 文化遺産オンライン構想の推進	46	◆ 博物館機能強化推進事業	66
◆ 無形文化財等公開活用等事業	47	◆ 国立文化施設の機能強化・整備	67
◆ 邦楽普及拡大推進事業	48	◆ 生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進	68
◆ 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開	49	◆ 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育 推進事業	69
◆ 国立アイヌ民族博物館の運営等	50	◆ 資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上	70
◆ 国宝・重要文化財等の買上げ	51	◆ 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業	71
◆ 平城宮跡等管理	52	◆ 国語施策の充実	72
◆ 平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理	53	◆ DX時代の著作権施策の推進	73
◆ 史跡等買上	54		
◆ 平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上	55	< 東日本大震災復興特別会計 >	
◆ 平城宮跡地等整備費	56	◆ 被災ミュージアム再興事業	74
◆ 日本遺産活性化推進事業	57		
◆ 地域文化財総合活用推進事業	58		

令和4年度 文化庁概算要求の概要



	前年度予算額	令和4年度 令要求・要望額	比較 増額	比較 増率
文化庁予算	1,075億円	1,311億円	236億円	22.0%

デジタル庁一括計上分を含む
このほか文化芸術活動等の継続・発展等支援事業など、事項要求しているものがある。

文化芸術の新たな政策パッケージを基軸 とした文化芸術の創造・発展と人材育成 312億円+事項要求(224億円)

コロナ禍の文化芸術活動等の継続・発展等支援

事項要求

- 文化芸術団体等への継続・発展等支援事業
- 文化施設の活動継続・発展等支援事業
- 文化芸術活動の継続・発展に資するアートキャラバン
- 日本語教育機関への継続支援事業

文化芸術のグローバル展開

55億円(47億円)

- トップアーティストのグローバル展開支援 6億円(3億円)
- 我が国におけるアート・エコシステムの形成 5億円(2億円)
- 国際文化芸術発信拠点形成事業 9億円(9億円)

文化芸術の創造支援

112億円(89億円)

- 舞台芸術創造活動活性化事業 33億円(33億円)
- 劇場・音楽堂等機能強化推進事業 24億円(24億円)
- 障害者等による文化芸術活動推進事業 5億円(4億円)
- 『食文化あふれる国・日本』プロジェクト 4億円(1億円)
- 日本博イノベーション型プロジェクト事業 9億円(新規)
- 文化資源活用推進事業 8億円(新規)

芸術教育体験・文化芸術の担い手育成

146億円(88億円)

- 新進芸術家グローバル人材育成事業 12億円(12億円)
- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成 128億円(71億円)
 - 文化芸術による子供育成推進事業 80億円(新規)
 - 伝統文化親子教室事業 26億円(14億円)
 - 劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業 20億円(新規)
 - 地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究 2億円(1億円)

文化財の匠プロジェクト等の推進による文化資源の持続可能な活用の促進 524億円+事項要求(458億円)

文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

324億円(267億円)

- 文化財保存技術の伝承等 5億円(5億円)
- 伝統技術関連用具・原材料等調査事業 0.7億円(0.3億円)
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 127億円(115億円)
- 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 15億円(11億円)
- 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 75億円(56億円)
- 重要文化財等防災施設整備事業 41億円(26億円)

多様な文化遺産の公開活用の促進等

201億円(191億円)

- 無形文化財の伝承・公開等 11億円(10億円)
- 地域文化財の総合的な活用の推進 27億円(24億円)

文化振興を支える拠点等の整備・充実 422億円+事項要求(355億円)

美術館・博物館活動の推進

35億円(25億円)

- 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン 25億円(20億円)
- 博物館機能強化の推進 10億円(新規)

国立文化施設の機能強化・整備

362億円(312億円)

- 独立行政法人日本芸術文化振興会
 - 国立劇場再整備関係経費 18億円(4億円)
 - 舞台芸術グローバル拠点事業 8億円(新規)
- 独立行政法人国立美術館
 - アート・コミュニケーションセンター(仮称)経費 9億円(9億円)

生活者としての外国人等に対する日本語教育の推進

13億円(10億円)

DX時代の著作権施策の推進

4億円(2億円)

(参考)

この他、国際観光旅客税財源事業については、観光庁に一括計上され、予算編成過程において内容が精査される。
また、更に復興特別会計で被災資料の復旧 2.5億円を計上。

文化芸術の新たな政策パッケージを基軸とした 文化芸術の創造・発展と人材育成

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

312億円 + 事項要求
224億円)



1. コロナ禍の文化芸術活動等の継続・発展等支援

事項要求(新規)

文化芸術活動等の継続・発展等支援

コロナ禍により、自粛の長期化を余儀なくされた文化芸術団体や文化施設等について、活動継続・発展等の支援を実施するとともに、ウィズコロナを見据えた活動再開・再生に向けた支援を実施する。

- ・文化芸術団体等への継続・発展等支援事業
- ・文化施設の活動継続・発展支援事業
- ・文化芸術活動の継続・発展に資するアートキャラバン
- ・日本語教育機関への継続支援事業

2. 文化芸術のグローバル展開

5,454百万円(4,730百万円)

文化芸術の海外発信等

4,581百万円(3,887百万円)

文化庁が作成するグローバル展開戦略に基づき、戦略的な国家ブランド形成や、メディア芸術・映画の海外展開、新進芸術家のグローバル人材としての育成事業などに加え、トップアーティストのグローバル展開への支援など、文化芸術のグローバル展開を推進する。

・トップアーティストのグローバル展開支援

614百万円(313百万円)

文化芸術各分野において、国際的な評価を高めていく基本構造の調査・分析に基づき、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した人材を選定し、分野の特性に応じたマッチングによる戦略的な海外展開・人材派遣を推進する。海外現地におけるネットワークの構築やプロモーション活動へのサポートなど、総合的な支援を実施することで、グローバルトップ人材の輩出を目指す。

等

3. 文化芸術による創造性豊かな子供の育成

12,808百万円(7,050百万円)

子供たちの豊かな感性や創造力等を育むため、学校・地域における一流の文化芸術団体による巡回公演や芸術家の表現手法を用いたワークショップ、地域の伝統文化に親しむ環境整備など、多様な文化芸術に触れる環境の充実を図る。

- ・文化芸術による子供育成推進事業
- ・伝統文化親子教室事業
- ・地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究
- ・劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業



子供たちのオーケストラ鑑賞・体験

トップアーティストのグローバル展開支援

令和4年度要求額・要望額 614百万円
(前年度予算額 313百万円)



背景・課題

文化芸術立国としての国際プレゼンス向上と文化芸術資源を活用した経済活性化を図るため、我が国の優れた文化芸術力の国際的な発信や我が国トップアーティスト等のグローバルな活動における国際的な評価向上を図り、その結果、インバウンド増加と新たな経済的価値の創出を推進していくことは喫緊の課題。

ポストコロナも視野に、我が国文化芸術のグローバル展開を戦略的に推進していくため、国際的な評価を得ていくための構造を分野に即して解明するとともに、世界と伍して競うことのできる潜在力を有する傑出した人材を発掘し、未来のトップ人材として、国際舞台で飛躍する機会を創出する。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

アート市場の活性化、DX時代に対応した著作権制度の構築等の文化DXの推進等を含む政策パッケージを関係府省庁と連携して年内に策定するなど、文化芸術活動の感染症からの力強い復興と発展を支援する。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

産業や文化芸術関連産業の持続的発展のために、海外市場への展開も念頭に、人材育成や制作に係る取引の適正化、就業環境等の向上に向けて必要な対応を検討する。

文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

事業内容

新進芸術家の海外研修 313百万円

【委託事業】
【昭和42年 平成13年度までは芸術家
在外研修事業により実施】

我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、美術、音楽、演劇、舞踊舞台美術等、映画、メディア芸術の各分野の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に
従事する機会を提供。

- 研修期間：1か月程度～3年まで全5種類
- 支給対象：旅費、滞在費等
- 件数・単価：68件×3百万円程度（予定）
- 事業期間：令和4年度～令和6年度

【これまでの派遣例】

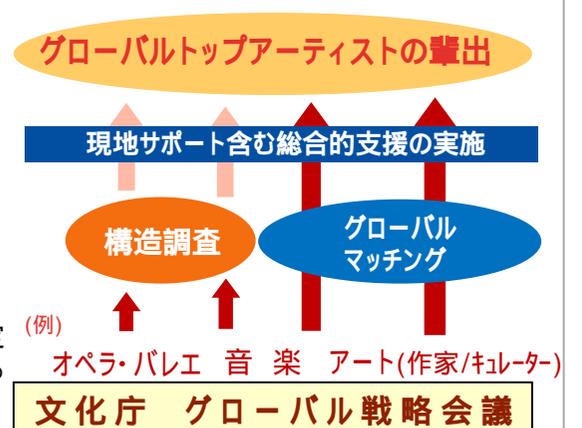
佐藤しのぶ（音楽 イタリア S59年度）
野田秀樹（演出 英国 H4年度）
野村萬斎（狂言 英国 H6年度）
塩田千春（現代美術 ドイツ H16年度）

トップアーティストの発掘・国際的活動支援事業 301百万円【委託事業】 [新規]

文化芸術各分野において、国際的な評価を高めていく基本構造の調査・分析を実施し、具体的な裏付けを持った、分野毎の「見取り図」を把握した上で、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した人材を選考し、海外市場調査やマーケット分析等も行いながら、関係省庁とも連携しつつ、戦略的な海外展開・人材派遣を推進。

国際的な評価を高める場への参加支援、グローバルレベルでのキャリアを積むことのできる場とのマッチング、海外現地におけるネットワーク構築やプロモーション活動に関するサポートなど総合的な活動支援を実施。関係省庁（在外公館・JETRO・国際交流基金等）とも連携し、戦略的な海外展開を推進。

- 文化庁に、国内外有識者参画による「グローバル戦略会議」を設置し、戦略を策定するとともに、海外で活躍する人材や国際的なネットワークを有する審査員による候補者の選考や派遣先の選定、具体的な活動支援の仕組みを構築する。
- 派遣者には、現地における手厚い活動サポート、今後のグローバルな活動を支える人的ネットワークの構築を支援。
- 件数・単価：構造調査 2分野×約30百万円 / 活動支援 4分野×約57百万円
- 事業期間：令和4年度～令和6年度



文化芸術各分野に即した国際評価向上のための戦略を策定。グローバルトップ人材を多数輩出していく活動をオールジャパンで推進。

アウトプット（活動目標）

- ・世界的に権威ある国際コンクールへの入賞者数
- ・海外の一流団体のオーディションへの合格実績
- ・世界的に権威ある国際芸術祭への参加実績
- ・海外主要ホール等開催公演等への出演実績
- ・新進芸術家海外研修制度研修生数（年間:52件）

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和6年頃）：国内外のメディア等を通じた国際的活動のプロモーション等を通じて、国家ブランディングが向上。海外研修修了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者について一定数を確保。
- 中期（令和8年頃）：トップアーティストの国際的活動に対する投資・消費等の拡充や文化芸術産業全体の活性化により経済効果が向上。
- 長期（令和10年頃）：トップアーティストの国際的活動を通じた我が国文化の魅力発信による効果として、訪日外国人数が増加。

インパクト（国民・社会への影響）

文化芸術立国としての国際プレゼンス向上や国際的な評価を受ける人材の輩出を通じた相互理解・国家ブランディングの強化。トップアーティストの国際的な活躍を通じた経済的価値の創出やインバウンド増加など、文化芸術資源を活用した経済活性化。日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合が増加。

背景・課題

2012年の第4回日中韓文化大臣会合で合意された「東アジア文化都市」(日中韓3か国で選定した都市において文化芸術活動を集中的に実施)により、東アジア地域における文化交流・人的交流を一層発展させ、将来に向かって同地域の連帯感と文化的な共生と創造に資する。

また、東アジアやASEAN諸国との間で文化人、芸術家の交流事業を実施し、相互理解を促進するとともに、アジアからの文化発信を目指す。特に新型コロナ禍における取組として、オンライン等を通じた新たな交流方式を活用した文化発信を目指すとともに、日本が強みを有する分野での文化協力事業を実施する。

事業内容

東アジア文化都市中韓交流の実施

3か国共同事業と位置づけた交流事業において、中韓への我が国の文化芸術団体等の派遣及び中韓の文化芸術団体等の我が国への招へいを実施。さらに青少年の文化交流を推進。

東アジア芸術家・文化人等交流・協力の実施

東アジア諸国との文化交流事業・人的交流を通じた人材の育成・東アジアとの文化協力を促進させる事業を実施。

(事業例) 日中韓芸術祭 日中韓文化芸術教育フォーラム ASEAN文化交流・協力事業(アニメーション・メディアアート・映画分野)

(その他、東アジア文化都市関係行事・会議への旅費等)



横浜市 (2014年)	新潟市 (2015年)	奈良市 (2016年)	京都市 (2017年)	金沢市 (2018年)	豊島区 (2019年)
✓ 期間中100事業実施 ✓ 来場者は約280万人	✓ 期間中295事業実施 ✓ 来場者は約357万人	✓ 期間中112事業実施 ✓ 来場者は約127万人	✓ 期間中129事業実施 ✓ 来場者は約50万人	✓ 期間中172事業実施 ✓ 来場者は約92万人	✓ 期間中397事業実施 ✓ 来場者は約350万人

東アジア文化都市2020-2021 北九州市

アウトプット(活動目標) 令和4年度末

東アジア芸術家・文化人等交流協力事業
実施件数
(令和4年度目標) 4件

アウトカム(成果目標)

事業全体の実施件数
(令和4年度目標) 20件

インパクト(国民・社会への影響)

地方都市のグローバル展開、東アジアにおける相互理解の促進、我が国の文化芸術関係者のグローバル化促進、ASEAN+3における我が国のプレゼンス向上に寄与

国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応

令和4年度要求額
(前年度予算額)

19百万円
18百万円)



背景・課題

文化政策行政官、芸術家、文化人等の国際的なネットワークを構築することにより、国際文化交流の推進に資する。具体的には、各国の文化政策担当機関や国際機関等が開催する国際会議に文化庁国際交流担当官等を派遣する。

さらに、豊かな文化多様性の保護、促進を保障することを任務の一つとしているユネスコでは、平成17年秋のユネスコ総会において、文化多様性条約の草案が採択され、平成19年3月に異例の早さで発効したが、我が国は未だ批准できていない。我が国としても文化多様性の保護・促進に積極的に貢献するため、ユネスコをはじめとした文化多様性促進に関する国際会議に積極的に参加し、情報収集や関係国との意見交換等を行い、今後、締約国として求められる文化多様性の保護・促進に係る戦略的文化政策の構築を図る。

事業内容

国際会議への参加

< 令和4年度の国際会議の予定 >

第14回日中韓文化大臣会合【韓国】

日米文化教育交流会議分科会【米国】

日米文化教育交流会議 日本美術対話会議【福岡】

文化多様性の保護・促進への対応

< 令和4年度の国際会議（文化多様性の保護・促進関連）の予定 >

ユネスコ文化多様性条約第14回政府間委員会会合【フランス】

第11回ASEM文化大臣会合（準備会合）【フランス】

第12回アジア文化協力フォーラム【中国（香港）】

第10回ASEAN+3高級実務者会合【インドネシア】

第10回ASEAN+3文化協力ネットワーク会合【インドネシア】

過去に参加した国際会議の例



第11回日中韓文化大臣会合（平成31年度）



第8回ASEAN+3文化大臣会合（平成30年度）



第8回ASEM文化大臣会合（平成29年度）



G7文化大臣会合（平成28年度）

アウトプット（活動目標）令和4年度末

参加する国際会議等の回数
(令和4年度目標) 8件

アウトカム（成果目標）

政策的意義・波及効果の高い国際会議等へ参加する
(令和4年度目標)
中韓・ASEAN10か国と意見交換 12件

インパクト（国民・社会への影響）

国際会議等への参画による関係者間の国際的なネットワークの構築は、具体的な施策をもって諸外国と国際文化交流を推進していく上での基盤となるものであり、我が国の文化振興に寄与

背景・課題

近年、首脳間・大臣間の合意等に基づく国際文化交流が増加している中、文化政策上の意義や国際貢献の観点からの意義に基づき、国が責任を持って交流事業を実施する必要がある。このため、本事業では、これらの政府間の取決め等に基づいて開催される文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。

事業内容

首脳間・大臣間等で設定される周年事業等で行われる文化・芸術関連行事など、国としての対応が必要となるトップレベルの文化芸術発信事業や国際文化交流事業を実施する。

(今後予想される周年事業の例)

令和4 (2022)年: 「日中国交正常化50周年」「日本・南西アジア交流年」「日・UAE国交樹立50周年」

令和5 (2023)年: 「日・ASEAN友好協力50周年」「日・ベトナム外交関係樹立50周年」など

日メコン交流年「日ミャンマー・クラシック映画共同上映及び映画人等交流事業」

期間: 令和元年7月～令和2年2月

概要: 日メコン交流10周年や2020年のミャンマー映画生誕100年等の機会を捉え、日ミャンマーの映画関係機関と連携し、日本・ミャンマー合作映画『日本の娘』の両国における上映会、及びミャンマーの映画人材等を対象としたワークショップ等を実施。



日英交流年「UK in JAPAN」における日・ウェールズ文化交流強化事業

期間: 令和3年1月～令和3年3月

概要: ラグビー・ワールドカップ2019においてウェールズ代表チームとスポーツ交流を行った大分県、熊本県、及び北九州市における合唱団と、ウェールズの青少年合唱団(Only Boys Aloud)とがオンライン上で交流を行い、日本の合唱団によるウェールズ語の合唱曲の発表会を実施。



アウトプット (活動目標) 令和4年度末

本事業において実施した文化イベントの参加者数
(令和4年度目標) 220,000名

アウトカム (成果目標)

事業実施件数
(令和4年度目標) 13件

インパクト (国民・社会への影響)

相互理解の促進、我が国の文化芸術関係者のグローバル化促進、ASEAN+3をはじめ世界における我が国のプレゼンス向上に寄与

目的

文産官が連携して「文化経済戦略」で掲げられた「文化芸術への投資と経済成長の好循環」を構築することを目指した本事業では、過去3年にわたってアート×ビジネスの実証事業を行い、その問題点と今後の可能性について探ってきた。その結果、今後、文化と経済の好循環を生み出すためには、ビジネスサイドだけではなく、文化芸術に携わる人や組織の支援が重要なことが明確になってきた。そこで、文産官が一体となって、文化芸術組織が企業と連携するなど、自律性を高めるような事業を支援できる体制の構築を目指した事業を実施する。

令和元年～4年度予定(4か年)

文化経済戦略(2017)

文化への投資が持続的になされる仕組みづくり

(文化芸術により)創出された価値が、新たな文化の創造や、文化芸術分野での人づくり、文化のための基盤の充実に効果的に再投資され、さらなる価値を創出し、**自律的・持続的に発展していくメカニズム**を構築する必要がある。

文化芸術組織へのビジネスサポートの実装

アート×ビジネス事業への資金提供資金調達支援を通じた文化芸術組織へのビジネスサポート(運営支援)を行いつつ、その担い手の形成を図る。

マネジメント支援

・ミッション・目標管理
・運営・業務改善 等

ファンドレイジング支援

・マッチング支援
・マーケティング支援

ネットワーク形成

・企業・人材のネットワーク化

文化芸術組織・業界に必要な支援

英国セクター支援組織より

1

ビジネスサポートの提供

ミッション管理、マネジメント等の実装支援

2

ファンディング提供・調達支援

資金提供・ファンドレイジング導入支援

3

スキル取得支援・ワークショップ

マーケティング、マネジメント等のスキル支援

4

エコシステム形成・ネットワーク構築

他分野とのつながり・ネットワーク支援

5

リサーチ・シンクタンク機能

統計、調査、提言等実施

企業ニーズの掘り起こし・基金(ファンド)化に向けた取り組み

引き続き、アート×ビジネス事業を実施し、その発信を通じた企業への普及を試みる。同時に企業からの資金提供を含む基金化を目指した取り組みを行う。

サポート機能の実装試行

上記の機能を有する組織の支援あるいは、既存組織への上記機能の移管を目指した取り組みを行い、持続可能な運営体制の構築に努める。

文化への投資が持続的になされる仕組み作り(=ファンドの創設等検討)

文化芸術が自律的に企業と連携できる体質を作る

文化芸術組織が自ら企業へアプローチしたり、企業が協働したいと思えるような事業展開をすることを支援できる体制の構築を目指す。

企業が文化芸術を活用した事業を展開する手助けをする

企業が文化芸術を活用した方がより高い効果を生み出す可能性があることを理解し、実践できるような取り組みを行う。

背景・課題

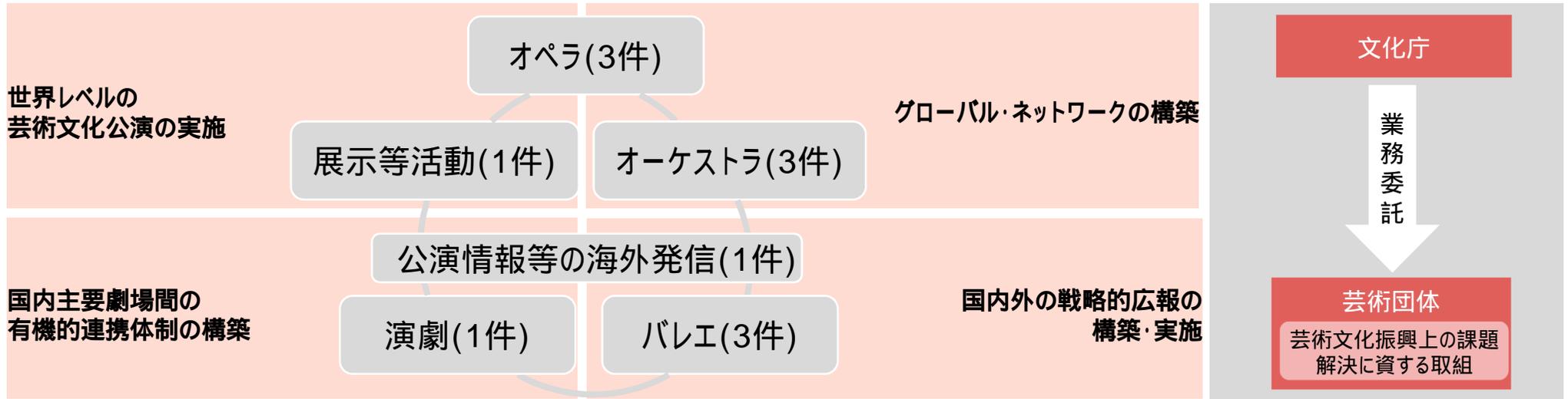
世界における日本の文化芸術への関心と評価を高め、我が国の文化芸術各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな文化芸術の創造と発信を図るなど、戦略的な文化芸術施策を展開する。

芸術文化振興上の課題例

文化芸術による国家ブランドの構築や経済的価値の創出、国際発信力を高める展開
地方や離島・へき地等において、優れた文化芸術活動を鑑賞・参画する機会の創出
新型コロナウイルスの感染拡大防止と顧客総出力、創造力、経営強化を両立する取組

事業内容

我が国の文化芸術各分野の総力を結集して行う世界レベルの取り組みを通じて戦略的な文化芸術施策を展開する。



アウトプット（活動目標）

我が国の芸術文化振興上の
課題解決に資する取組（支援事業数）

R元年度：23件
R2年度：26件
R3年度：28件(活動見込)

アウトカム（成果目標）

課題解決目標達成率の平均値

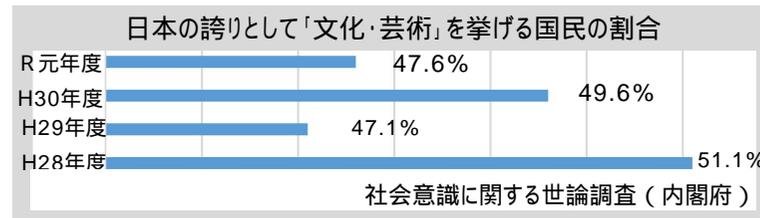
H30年度：115%
R元年度：110%
R2年度：90%

インパクト（国民・社会への影響）

我が国の芸術文化活動水準が向上、
国際発信力の強化によりレガシーの創出
が図られる。

背景・課題

我が国の芸術団体の芸術水準向上と国際発信力の強化を図り、ブランド価値を高めることで、我が国の文化をより効果的に発信し、文化芸術立国の推進を図るため、我が国のプロフェッショナルな芸術団体が行う海外公演、国際共同制作公演及び我が国で行われる国際的舞台芸術イベントを支援する。



事業内容

我が国の優れた芸術文化を積極的に海外に発信し、各分野における国際文化交流を推進する。

海外国際フェスティバル参加等支援

- 海外で開催されるフェスティバルへの参加等、我が国の芸術団体が行う実演芸術の海外公演を支援する。
- 件数：26公演（分野/音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、多分野共同等）
- 事業期間：1年間

国際共同制作支援（海外公演・国内公演）

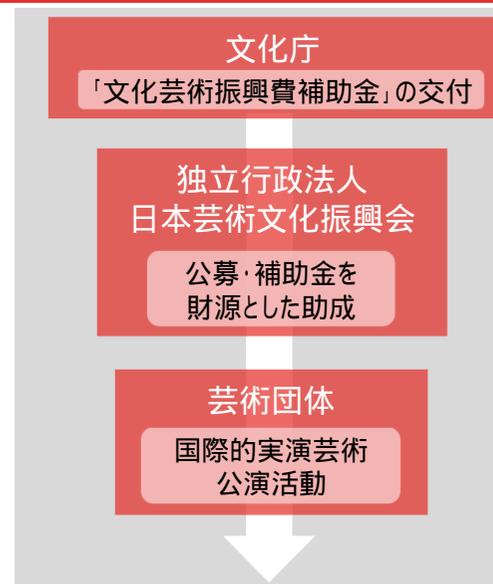
- 我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演に対して支援する。
- 件数：10公演（分野/音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能）
- 事業期間：1年間

国内で開催される国際的舞台芸術イベントの支援等

- 海外から複数の芸術団体が参加し、我が国で開催される国際的な舞台芸術イベントを支援する。
- 件数：3公演
- 事業期間：1年間

日本文化海外発信推進事業への支援等

- 国際的な舞台芸術の祭典等の海外発信力のあるイベントの開催を支援する。
- 事業期間：1年間



アウトプット（活動目標）

支援事業数

R元年度：36件
R2年度：35件
R3年度：14件(活動見込)

アウトカム（成果目標）

海外で実施した全公演の平均入場率

H30年度：85%
R元年度：89%

インパクト（国民・社会への影響）

我が国の芸術文化活動水準が向上し、国際発信力の強化が図られることで、文化芸術の創造・発展、全ての人々に充実した文化芸術活動の参加機会の提供が図られる。

背景・課題

- 日本映画の振興のため、次代に繋がる、多様で、優れた、世界に誇る新たな日本映画の創出サイクルを確立させることが必要。
- コロナの影響により、2020年の観客数は1億613万7000人で前年比45.5%減、興行収入は1432億8500万円で前年比45.1%減の状況。(R3.1 発表、日本映画製作社連盟 日本映画産業統計)

【文化芸術基本法】(メディア芸術の振興)
 第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【知的財産計画2021】
 コンテンツ・クリエイション・エコシステムを支える取組(ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援) 日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取組を強化する。

【成長戦略フォローアップ2021】
 文化芸術資源を活用した経済活性化 マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催及び若手クリエイターの創作活動の支援、世界的フェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、作品のアーカイブ化等のための情報拠点の整備を図る。また日本映画の振興のため、映画製作等の創造活動の促進や国内外への発信、若手の人材育成等を行う。

事業内容



若手映画作家等の育成 **【拡充】** 175百万円(165百万円)

若手映画作家等に対し、ワークショップや映画製作を通じた技術・知識の習得機会等を提供するほか、映画制作の現場において、各過程を担う専門性の高い若手映画スタッフを育成(委託事業)

- 事業期間：(内短編映画制作)平成18年度～(内映画団体人材育成)平成16年度～
- **令和4年度は、プロデューサーと連携して企画・脚本開発のサポートを実施**

日本映画製作支援 **【拡充】**758百万円(748百万円)

優れた日本映画や国際共同製作映画の製作活動に対して支援することで、多様な作品の製作・公開に寄与

- 事業期間：平成23年度～
- 補助金での支援(上限：日本映画2,140万円、国際共同製作100百万円。バリアフリー字幕、音声ガイド、多言語字幕制作について、各々上限1百万円の実費。)
- 現状の支援対象：計50作品(国際共同製作を含む) 劇映画22件、記録映画10件、アニメーション18件
- **令和4年度は、若手映画作家等の育成のため、若手監督の起用支援を3件程度実施**

日本映画の海外発信 **【拡充】**156百万円(124百万円)

海外映画祭への出品支援、海外における日本映画の上映やワークショップなど交流機会を提供(委託事業)

- 事業期間：(内出品等支援)平成15年度～(内海外展開強化)令和2年度～
- **令和4年度は、海外映画祭への若手監督等の派遣や海外への更なる日本映画の魅力発信の取組を実施**

ロケーションデータベースの運営 67百万円(68百万円)

全国各地のフィルムコミッションの「ロケ地情報」等をインターネット上に集約・一括検索を可能とすることで、国内の映画撮影・創造活動を促進(委託事業)

- 事業期間：平成19年度～

国際映画祭支援 70百万円(70百万円)

我が国唯一の国際映画製作者連盟公認国際映画祭である東京国際映画祭への支援

- 事業期間：平成23年度～
- 補助金での支援(定額)

国立映画アーカイブとの有機的な連携

広く国民に優れた映画の鑑賞機会を提供するために優秀映画鑑賞推進事業を実施(主催：国立映画アーカイブ、協力：文化庁)

アーカイブ中核拠点形成モデル事業 25百万円(25百万円)

文化関係資料のアーカイブ化推進において中核となり得る大学や所蔵館・機関等を拠点化し、一定期間集中的に取組を進めることにより、当該拠点を中心としたアーカイブ整備を効率的かつ効果的に促進させ、モデル分野におけるアーカイブに係る中核拠点を形成(委託事業)

- 事業期間：平成27年度～

文化庁映画週間 23百万円(23百万円)

日本映画界で顕著な業績をあげた功労者及び優れた文化記録映画作品の顕彰(文化庁映画賞)を実施するとともに、上映会・シンポジウムを開催(委託事業、庁費ほか)

- 事業期間：(内映画賞)平成16年度～(内全国映画会議)平成23年度～

「日本映画情報システム」の整備 5百万円(5百万円)

日本映画に関する情報を集約したデータベースを作成・インターネットで公開し、映画情報の総合的な把握と活用を促進(委託事業)

- 事業期間：平成16年度～

アウトプット(活動目標)

日本映画の振興のための各種事業を継続・向上させ、以下目標達成に繋げる。

若手映画作家等の育成		
映画製作現場における各職種の実地研修者数	63人	65人
若手監督の起用支援	0件	3件
海外映画祭におけるブース等出展件数	4件	6件

アウトカム(成果目標)

- 国内の邦画・洋画における上映数の割合について、持続的に邦画が洋画を上回ること。

インパクト(国民・社会への影響)

- 優れた日本映画の増、海外映画祭への出品増により、優れた日本映画の国内外での鑑賞機会が増える。(直近の例：第71回(2018年)カンヌ国際映画祭にて、助成作品「万引き家族」が最高賞のパルム・ドールを受賞し、2018年のキネマ旬報ベストテン1位、興行収入45.5億円となった。また、第74回(2021年)カンヌ国際映画祭にて、助成作品「ドライブ・マイ・カー」が脚本賞、また、その他独立賞を3つ受賞し、注目を浴びている。)

背景・課題

マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、海外からも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。文化芸術の振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するため、メディア芸術分野における創作サイクルを創出し、さらなる振興・発展を図ることが必要である。

【文化芸術基本法】

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の政策等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

【成長戦略フォローアップ】

マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術の創造及び発信を促進するため、メディア芸術祭の開催及び若手クリエイターの創作活動の支援、世界的フェスティバルとの連携による海外発信を行うとともに、作品のアーカイブ化等のための情報拠点の整備を図る。

【知的財産推進計画2021】

コンテンツ業界を支えるクリエイターや制作に携わるスタッフの能力向上に資する教育プログラムやマネジメント人材の育成及び現場における実践的な育成機会の充実、海外向けコンテンツ制作の資金調達・管理できる人材の育成を図る。

各研究機関等におけるマンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品の保存・利活用を支援するとともに、情報拠点の整備を進め、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を推進する。

事業内容

メディア芸術人材育成事業

【256百万円（246百万円）】**【拡充】**

事業期間：平成22年度～

メディア芸術クリエイター育成支援事業

メディア芸術祭受賞作家を対象とした専門家によるアドバイス、技術支援等の創作支援のほか、若手アートディレクター育成のための海外派遣プログラムを実施。**【委託事業】**

アニメーション人材育成事業

産学が連携し、作品制作を通じたオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）のほか、**スキル向上のための教育プログラムを対象者やレベル別（就業者・アニメ業界志願者、若手アニメーター・中堅アニメーター等）に拡充して実施。**〔委託事業〕

メディア芸術グローバル展開事業

【413百万円（393百万円）】**【拡充】**

事業期間：平成30年度～

メディア芸術総合フェスティバル(メディア芸術祭)メディア芸術分野の優れた作品を顕彰するとともに、受賞作品展を開催。**【委託事業】**

メディア芸術海外展開事業

メディア芸術祭受賞作品等を海外フェスティバルにおいて展示・上映。**プレゼンスキルの向上、ビジネスノウハウサポートのための講座などの付加**により、海外市場を拡大。**【委託事業】**

メディア芸術祭地方展

地方においてメディア芸術祭受賞作品を中心とした展覧会を開催し、鑑賞機会を提供。**【委託事業】**

メディア芸術連携基盤等整備推進事業

【427百万円（407百万円）】**【拡充】**

事業期間：令和2年度～

産学館(官)が連携し、メディア芸術作品・資料の収集・保存・活用に向け、分野を横断したネットワークを構築しノウハウの共有等を推進。**喫緊の課題に対応するための調査研究（散逸・劣化の危険性が高い中間制作物(アニメの絵コンテやセル画などの保存)を拡充。**情報拠点整備に資するため、メディア芸術データベースを充実・機能拡充。**【委託事業】**

所蔵館等におけるアーカイブの取組を支援を充実させ、散逸・劣化の危険性が高い作品等の保存・活用を促進。**【補助事業】**

件数・単価：12件×5百万円〔定額補助〕（予定）

アウトプット（活動目標）

- 文化庁メディア芸術祭に応募される作品数
R3: 3,881作品以上
- メディア芸術データベースへのデータ登録数
R3: 677,433件以上

アウトカム（成果目標）

- 文化庁メディア芸術祭への来場者数の増加
- 国内外におけるメディア芸術ファンの拡大
- 国内外におけるメディア芸術分野の収益拡大

インパクト（国民・社会への影響）

メディア芸術分野における創作活動が活性化し、新たな作品の鑑賞機会が増加する。また、多様で優れた作品の創作、発信、活用が進むことにより、国内外の評価の維持・向上と日本ブランドの確立、ひいては経済活性化につながる。

我が国におけるアート・エコシステムの形成

令和4年度要求額
(前年度予算額)

500百万円
192百万円)



背景・課題

我が国においては、世界的なアーティストを継続的に輩出するエコシステムが確立できておらず、そのためのインフラ整備、国際発信力強化、我が国の現代アートをはじめとする文化芸術の国際的な評価を高める活動と国内アート市場の活性化に向けた環境整備に取り組み、我が国におけるアート・エコシステムの形成を図る。

A アート・プラットフォームの形成 120百万円(96百万円)

平成30年度～令和4年度予定(5か年)

日本のアートの国際的プレゼンスを高める前提となるインフラ整備。

アート・プラットフォーム形成事業：75百万円
・海外プロフェッショナルに向けた情報発信の取組み(APJ)
・重要資料の選定・翻訳・発信
・国内外関係者のネットワーク構築(現代アートワークショップ)

現代アートの国際展開シンポジウム等の開催：15百万円 ・キュレーターズ・ミーティング等の開催

現代アートの国際展開に関する調査研究の実施：30百万円 ・制度等の調査



アートワークショップの様子(2019)

B 日本アートの国際発信力強化 380百万円(96百万円)

平成26年度開始

拡充後：令和4～9年度予定(5か年)

新規
拡充

日本のアーティストの評価を高めるような国際展等への出展への支援を通じた発信力の強化。

海外アートフェア等参加・出展等：90百万円 ・海外アートフェア等出展者支援

国際拠点化事業の推進(新規)：150百万円 ・国際的なアートイベント企画等支援

国際連携海外展の開催(新規)：60百万円 ・国際的に連携して開催する海外・日本美術展支援

国際的なトップ・アーティストの創出等(新規)：80百万円 ・海外プロモーション支援等



アートバーゼルの様子(2019)

アウトプット(活動目標) 令和4年度末

収蔵品DB100館10万件、翻訳文献100件
ワークショップ30人、アートフェア出展支援30件
企画展支援3件、国際拠点化支援2件
国際連携展1件、トップアーティスト創出2件

アウトカム(成果目標)

我が国におけるアートにかかるインフラの充実
による我が国アートの国際的な情報発信力
強化及びアート市場の活性化

インパクト(国民・社会への影響)

現代日本アートの国際的評価向上・エコ
システム形成を通じた「文化芸術立国」の
実現へ

国際文化芸術発信拠点形成事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

904百万円
904百万円) 

背景・課題

文化芸術資源を活用して地域の再生に取り組む自治体が増え、優良事例も増加しているが、一方で、地域経済活性化の推進手段として、文化芸術と他の分野との有機的連携が図られつつ最大限活用されているとは言えず、波及効果も限定的

文化芸術のフェスティバルの開催は活発化し、メディアで特集されるなど認知度が高まりつつあるが、海外まで広く認知されているとは言えず来場者に占める訪日外国人の割合も低水準(5%未満がほとんど)

地域の文化芸術を担う総合プロデューサー等専門人材が不足等

文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。

地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、コロナ収束後のインバウンド需要回復、国家ブランディングの確立、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。

<成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)>

13. 地方創生 (11) 文化芸術資源を活用した経済活性化
「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進
・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、**国際文化芸術発信拠点の形成**
など「**国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画**」(平成31年3月29日閣議決定)に基づく取組を進め、**国家ブランディングの確立を図る。**

<文化芸術推進基本計画(平成30年3月6日閣議決定)>

目標2 創造的で活力ある社会
我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を**国際交流を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献する**ものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。
戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

事業内容

日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる**我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援。**

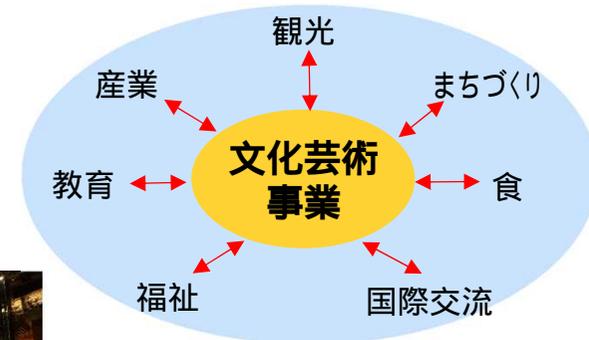
- 補助対象事業者：地方公共団体、民間企業を含む実行委員会
- 補助予定額：総額9億円
- 支援予定拠点数：8拠点程度
- 補助対象経費：国際発信に要する経費、文化芸術事業の質の向上に資する出演費・舞台費等
- 支援期間：平成30年度～令和4年度(最大5年間の継続支援)



Reborn-Art Festival



六本木アートナイト2019
チェ・ジョンファ(フルーツ・ツリー)



観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的に連携し、総合的に事業を実施

アウトプット(活動目標)

令和4年度採択件数 8件

アウトカム(成果目標)

各採択事業における成果指標の基準年度(初期値)に対する評価年度(成果値)の増加率の平均値

経済波及効果 30%
参加者数 35%

インパクト(国民・社会への影響)

- ・文化芸術資源の活用を通じた地域活性化
- ・国際発信力の強化による国家プレゼンスの向上
- ・コロナ収束後のインバウンド需要回復に資する

背景・課題

文化庁「文化芸術グローバル戦略」(仮称)に沿って、新型コロナウイルス禍後の新しい文化芸術の先駆者として、第一線で活躍する我が国の芸術家・文化人等及び世界的な国際展に招へいされ、国際的な評価が高まっている新進芸術家を「新・文化交流使」(仮称)として世界市場に売り出し、日本の多様でユニークな文化芸術を世界に発信し、日本の国家ブランドのファンダムを形成する。

また、外国の文化政策を担当する行政官及び海外で活躍する外国人芸術家・文化財専門家を招へいし、我が国関係者とのネットワーク強化を図り、将来に向けた海外展、共同展覧会開催のきっかけづくりなど、長期的な日本文化発信の土壌形成を目指す。

A 日本文化発信事業(新・文化交流使) 93百万円(60百万円)

第一線で活躍する我が国の芸術家・文化人等を文化庁派遣型及び公募型で「文化交流使」として指名し、派遣する。

文化庁派遣型(2名): 61百万円

- ・“若手”“伝統と革新”などを意識し、1年で2組程度の新・文化交流使を指名
- ・日本のトップアーティスト、文化人、グループなど(世界市場で一定の注目度)
- ・効果的な国、時期(イベントなどに合わせた派遣)に、公演・展示・講義・デモンストレーション等を実施、オンライン等も活用

公募型(10名): 31百万円

- ・世界的に著名な国際展(ヴェネチア・ビエンナーレ、ドクメンタ等)に招へいされた芸術家への出展・制作支援等を実施



令和3年度文化交流使

落合陽一(メディアアーティスト)

本年度はオンラインも活用しながらドライブでの展示、現地アーティスト等との交流を予定

ヴェネチア・ビエンナーレ展示風景
(片山真理氏、平成29年度)



B 芸術家・文化人等の相互交流事業 7百万円(7百万円)

外国の文化政策を担当する行政官及び海外で活躍する外国人芸術家・文化財専門家を招へいし、我が国関係者との意見交換・共同制作・共同研究・研究成果の発表等を実施し、芸術家・文化人のネットワークの強化を図る。

アウトプット(活動目標) 令和4年度末

- (文化庁派遣型)
日本で活動する芸術家2名による
海外交流国数 計8か国
- (公募型)
国際美術展へ招へいされた日本で活動する芸術家を10名程度出展支援

アウトカム(成果目標)

- (文化庁派遣型)
派遣された芸術家の国際的なプレゼンスの向上
- (公募型)
出展支援された芸術家の国際的なプレゼンスの向上

インパクト(国民・社会への影響)

- (文化庁派遣型)
「文化芸術グローバル戦略」に基づく我が国の国際的なプレゼンスの向上
- (公募型)
我が国の創作活動の活性化・ブランド力の向上

背景・課題

昭和21年から実施している芸術祭は、我が国の舞台芸術並びに放送、レコード等の媒体芸術の水準向上と普及に資するものとして、多くの芸術家や文化芸術団体の支持を得て、斯界の発展に貢献してきている。引き続き芸術祭を実施することにより、我が国の舞台芸術の創造活動に刺激を与え、水準の向上に資する。

昭和25年から実施している芸術選奨は、芸術各分野において優れた業績をあげた者またはその業績によってそれぞれの部門に新生面を開いた者を選奨し、これに芸術選奨文部科学大臣賞または芸術選奨文部科学大臣新人賞を贈ることによって芸術活動の奨励と振興に資する。

<文化芸術基本法>

第8条

国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第33条

国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

事業内容

- 芸術祭**〔創設年度〕昭和21年度
 芸術祭祝典（毎年10月1日に秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を仰いで実施）
 芸術祭企画公演（オペラ、バレエ等）の実施
 芸術祭伝統芸能公演（歌舞伎、能楽、文楽等）の実施
 協賛公演（芸術祭期間中に実施する公演のうち、文化庁が認めるもの）
 参加公演（個人又は団体に対し文部科学大臣賞（芸術祭各賞）を贈賞する）
- 件数・単価：芸術祭大賞（公演）8作品×60万円
 芸術祭優秀賞（公演）8作品×30万円
 芸術祭新人賞（公演）8作品×20万円
 芸術祭大賞（作品）4作品×60万円
 芸術祭優秀賞・放送個人賞（作品）12作品×30万円

- 芸術選奨**〔創設年度〕昭和25年度
 芸術選奨選考審査会（毎年12月及び1月に実施）
 11部門（演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、放送、大衆芸能、芸術振興、評論等、メディア芸術）
 芸術選奨贈呈式（毎年3月に実施）
- 件数・単価：文部科学大臣賞19名（予定）×30万円
 文部科学大臣新人賞11名（予定）×20万円

「文化庁芸術祭」の構成

<主催公演>

- 開催地 東京、大阪等の大都市での開催
 祝典 国際音楽の日記念行事（10月1日）
 秋篠宮殿下下行啓
 企画公演 企画委員会が企画する伝統芸能及び現代舞台芸術の優れた公演を実施



<参加公演・参加作品>

- 参加公演**
 演劇、音楽、舞踊、大衆芸能の4分野
 優れた成果を上げた団体・個人
 に文部科学大臣賞
 各分野 大賞2件、
 優秀賞2件、新人賞2件
- 参加作品**
 放送部門（テレビドラマ、テレビドキュメンタリー、ラジオ）
 レコード部門
 優れた成果を上げた放送番組に文部科学大臣賞
 放送部門 大賞3件、優秀賞・個人賞9件
 レコード部門 大賞1件、優秀賞3件

海外への発信・交流
 鑑賞機会の充実と発展
 芸術の創造と発展

アウトプット（活動目標）

- 芸術祭：芸術祭参加公演・作品参加数
 （年間件数目標：285件）
 芸術選奨：顕彰対象者数
 （年間対象人数：30人）

アウトカム（成果目標）

初期（令和4年度）：芸術祭は、参加公演・参加作品申込数が増加。
 芸術選奨は、芸術選奨歴代受賞者のうち、文化勲章・文化功労者・紫綬褒章・日本芸術院賞受賞者へと飛躍。
 中期、長期（令和8年度）：優れた成果を上げた公演・芸術家等を顕彰するとともに、優れた舞台芸術の主催公演を実施することで、文化芸術活動を支える環境の充実につながり、芸術家や芸術団体による優れた芸術文化活動が活発に行われる環境醸成に寄与。

インパクト（国民・社会への影響）

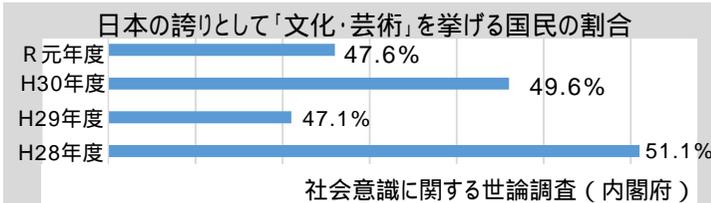
日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合が増加。
 文化芸術の創造・発展、次世代への着実な継承が推進。
 創造的で活力ある社会、心豊かで多様性ある社会が実現。

舞台芸術創造活動活性化事業

令和4年度要求額 3,338百万円
 (前年度予算額 3,338百万円) 

背景・課題

我が国の芸術団体の芸術水準向上を図り、多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、舞台芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進を図る。



事業内容

我が国を代表する芸術団体が行う優れた公演活動に対して、創造活動経費等を支援する。

複数年計画支援

- ミッション(社会的役割)、ビジョン(事業方針、戦略等)、及びその実現に資する複数年にわたる活動計画を策定し、計画に沿って行う優れた公演活動に対し、創造活動経費等の支援を行う。

- 事業期間：最大3年間

分野	音楽	舞踊	演劇	伝統芸能	大衆芸能
複数年計画支援	23団体	13団体	17団体	12団体	9団体

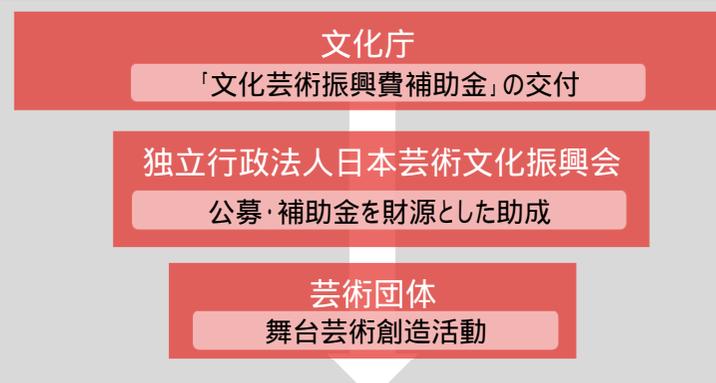
公演事業支援

- 公演事業支援(一般)
 先端的な創造活動や新規性のある創造活動が継続的かつ発展的に行われる環境を整備。

- 事業期間：1年間

分野	音楽	舞踊	演劇	伝統芸能	大衆芸能
公演事業支援	16件	13件	47件	3件	1件

- 公演事業支援(ステップアップ)
 将来的に日本の芸術文化を牽引することが期待され、優れた芸術作品を生み出す芸術団体の着実な成長、発展を促進する。
- 件数：6件
- 事業期間：1年間



アウトプット(活動目標)

支援事業数

R元年度：266件
 R2年度：203件
 R3年度：218件(活動見込)

アウトカム(成果目標)

主要芸術団体の自主公演数

H30年度：3,879件
 R元年度：3,611件
 R5年頃：3,700件

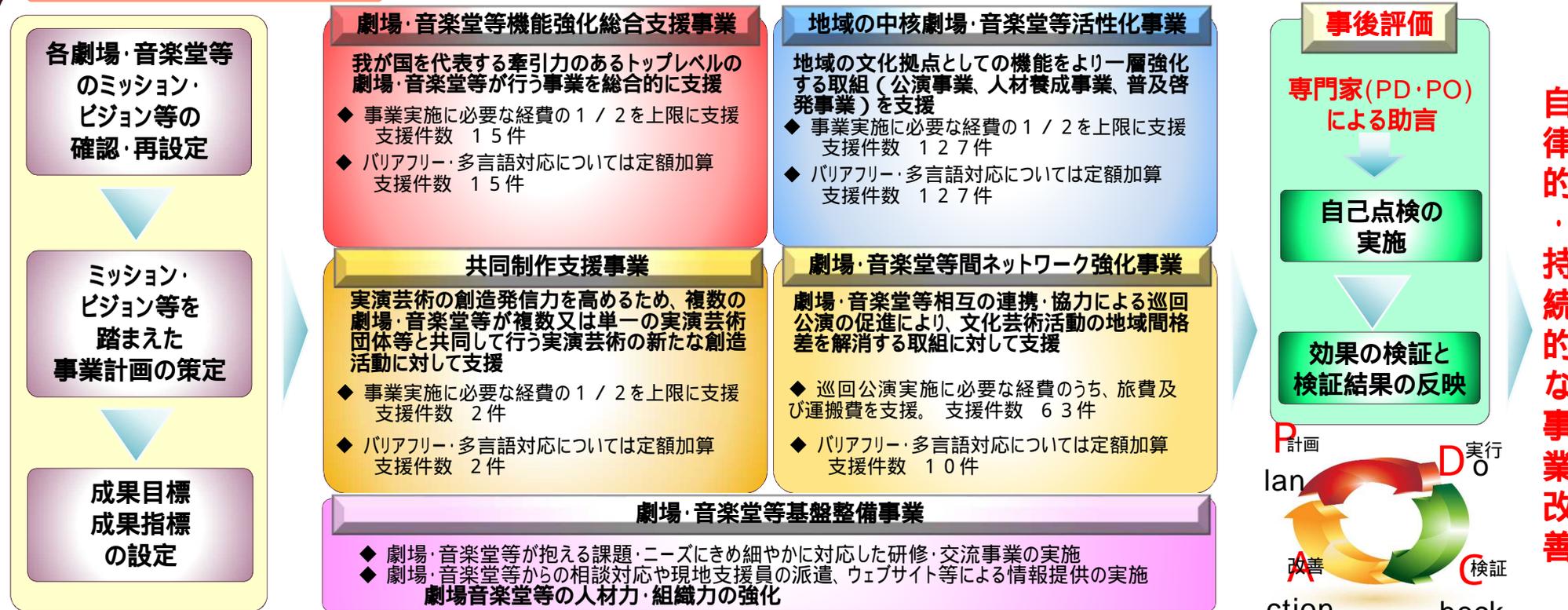
インパクト(国民・社会への影響)

我が国の芸術文化活動水準が向上し、芸術家や芸術団体による優れた芸術文化活動が活発に行われるような環境が醸成される。

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の**実演芸術の創造発信**や**専門的人材の養成、普及啓発のための事業**、劇場・音楽堂等間の**ネットワーク形成**に資する事業を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、**文化芸術立国の実現**に資することを目指す。

事業の概要



- ・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家(PD・PO)を活用し、事業に対する事後評価を引き続き実施し、検証結果を今後の事業の選定に反映させる。
- ・これらの取組により、劇場・音楽堂等の自律的・持続的な事業改善の循環を作り出す。
- ・**バリアフリーや多言語対応を支援を拡充**し、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。

障害者等による文化芸術活動推進事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

476百万円
376百万円)



背景・課題

共生社会の実現のため、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」(平成31年3月策定)、「文化芸術基本法」及び「文化芸術推進基本計画」(平成30年3月閣議決定)に基づく施策を推進していくことが必要

事業内容

障害者等による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡大、人材育成等【拡充】

障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保などについて、基本計画に掲げられた施策を国として推進していくため、先導的・試行的な取組を支援するとともに、これまで蓄積された成果を全国に普及・展開するためのプログラム開発・実施、支援人材育成の取組を実施する。

鑑賞機会の拡大に向けた取組

障害者等が必要な支援を受けて文化芸術に触れたり鑑賞する機会や、自らも芸術活動に参加するという体験機会の拡充に向けた取組を行う。

創造機会の拡大に向けた取組

障害者等が自ら芸術を創造することができる環境を整備するため、創造の場の確保・情報提供などの取組を行う。

発表機会の確保に向けた取組

障害者等が制作した魅力ある作品など、日本の障害者等の優れた文化芸術活動の成果を広く発信する等の取組を行う。特に、国際的な催しへの障害者の参加の促進については重点的な支援を行う。

支援人材育成の取組 / 全国への普及・展開

これまでの先導的・試行的取組の成果を全国の美術館・博物館や劇場・音楽堂、芸術団体・芸術家等に普及・展開するための取組を行う。

各種活動の支援人材()育成のための研修プログラムの開発・実施等

障害者等の鑑賞・創造・発表のサポートを行う文化施設職員やアーティスト等

障害者を対象とした事業実施状況

	美術館・博物館	劇場・音楽堂
鑑賞	24.2%	8.0%
創造	21.0%	1.8%
発表	20.7%	2.3%

(施設からのニーズ)
・研修機会・養成講座の提供
・成功事例の情報提供
・ガイドラインやマニュアルの整備

作品等の評価を向上する取組等

障害者の芸術作品等が広く世間に認識され、適正な評価を受けられるよう、国の美術館等において展示等の取組を実施する。

地方自治体に対する支援

障害者等による文化芸術活動を推進していくためには、地方自治体における取組も重要になることから、地方における独自の計画に基づく文化芸術活動の推進を図るための事業などを実施できるよう支援を行う。

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度以降

平成30年6月
障害者文化芸術活動推進法成立
平成31年3月
基本計画策定

令和元年度～
障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表機会の確保に向けた取組についてモデル的な取組を推進する。

地方において検討を開始

地方における独自の計画に基づく文化芸術活動の推進を図るための事業などを支援

モデル普及のための人材育成プログラムの開発 / 国の基本計画の見直し

見直した計画に基づく取組の推進

事業目的

昭和61年度より開催。各種の文化活動を全国規模で発表，共演，交流する場を提供するとともに，地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施。観光，まちづくり，国際交流，福祉，教育，産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ，文化により様々な価値を生み出す。

事業内容

開会式・閉会式

分野別フェスティバル

全国各地の郷土芸能，合唱，吹奏楽，オーケストラ，演劇，舞踊，邦楽，文芸，美術及び茶道，華道などの生活文化等の分野ごとに，県や全国規模の文化関係団体等から推薦された団体等を中心にした公演及び分野別の展示・展覧会を実施。

国際交流事業

文化団体等の海外招へい・海外派遣による相互交流により，多様な日本文化を発信。

シンポジウム

アマチュア文化活動，地域文化活動等を含めた日本文化の動向及びその振興のあり方について広く国民の関心を喚起。

天皇陛下4大行幸啓の1つ。

令和元年度 新潟県、令和2年度 宮崎県（令和3年度へ延期）、令和3年度 和歌山県

令和4年度 沖縄大会 令和4年10月22日（金）～11月27日（日）

令和5年度 石川県、令和6年度 岐阜県



開会式（国民文化祭・みやざき2020）

アウトプット（活動目標）

- ・分野別フェスティバルの開催 23件
- ・地域文化を活かした芸術公演・発表・展示 85件
- ・関連事業との連携 37件

アウトカム（成果目標）

- ・発表機会，鑑賞機会確保
- ・地域文化・伝統産業等の担い手の発掘
- ・特色ある地域文化の全国発信
- ・地域の文化財の積極的活用

インパクト（国民・社会への影響）

- ・県内の文化活動の活発化，裾野拡大
- ・地域の文化団体等のレベルアップ，活性化
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客の向上

目的

地域の実状を踏まえた文化芸術を振興するために、地方公共団体が主体となつて行う**文化芸術拠点形成に向けた取組を支援**することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上**させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた**多様で特色ある文化芸術の振興を図り**、ひいては**地域の活性化にも寄与**する。【事業開始年度 平成30年度】

事業内容

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーツカウンシル機能の強化等に取り組みながら行う、地域アーティストの活動支援、地域住民との協働、地域の芸・産学官との連携、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術活動の実施等、**文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援**。

補助対象事業者
補助金上限額
補助対象経費

地方公共団体（40事業程度）
8,000万円（補助率 1/2）
専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等



地域の文化芸術創造拠点の形成
多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

(豊橋市)穂の国とよはし芸術創造発信事業
オーディションで選ばれた市民とプロとで上演する演劇公演「市民と創造する演劇」の一場面



(札幌市)ユネスコ創造都市札幌 芸・産学官の連携によるメディア芸術拠点形成事業

野外で携帯ラジオを持ち、映画や音楽、光と映像を使った展示を楽しむ「静かな夜フェス「あしたのげいもり」」

『食文化あふれる国・日本』プロジェクト

令和4年度要求額
(前年度予算額)

361百万円
149百万円)



背景・課題

我が国には、豊かな自然風土と精神性、歴史に根差した、世界に誇る多様な食文化が存在。平成29年に改正された文化芸術基本法では、「食文化」の振興を図ることが明記。また、令和3年には文化財保護法が改正され、食文化など無形の文化財を保護する登録制度を新設。

一方、地方の過疎化や生活様式・嗜好の変化等により、食文化は急激に変容しており、さらにコロナ禍もあいまって、その継承・振興は喫緊の課題。

特色ある食文化の継承・振興及び文化財登録に取り組むモデル事例を形成するとともに、食文化に関する調査研究・情報発信を推進し、食文化の振興、地域の活力向上、人材育成・技術継承を図る。

食文化“消失”の危機

地域や家庭での継承が困難

- 「自分が生まれ育った地域の郷土料理を知っている」 31.9% (1)
- 「郷土料理の作り方を受け継いだことがある」 17.1% (1)

伝統的な技の継承も課題

「料亭（日本料理の技の伝承の場）の減少」過去30年間で 93% (2)

食文化の継承は
喫緊の課題！

出典：(1)「国民の食生活における和食文化の実態調査」(R2、農林水産省)
(2)「経済センサス」

事業内容

普及啓発等 325百万円

1. 「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業

- 我が国の特色ある食文化の文化財登録とその魅力の国内外への発信を推進するため、地方自治体等による食文化ストーリーの構築・発信等の取組を支援。
- 実施主体：地方公共団体、協議会、民間団体等
- 件数・単価：9箇所×約1,600万円（予定）
- 事業期間：令和3年度～

2. 食文化機運醸成事業

- 博物館等を活用した食文化への学びと体験の機会の提供、文化や食のイベント等との連携、オンラインによる情報発信により、国民の食文化への理解を深める。
- 実施主体：民間団体等（委託）
- 事業期間：令和3年度～

3. 食でつながる日本の文化認定事業（新規）

- 多様な地域の伝統食やそれを支える文化財など、食にまつわる伝統文化の魅力を推進する取組を認定・支援。
- 実施主体：民間団体等（委託）
- 件数・単価：14箇所×約1,000万円（予定）
- 事業期間：令和4年度～令和6年度

必要な施策 ※R2文化審議会において今後の食文化振興方策を取りまとめ

- 地方自治体等による食文化振興、調査研究の促進
- 改正文化財保護法に基づく保護措置（文化財登録等）
- 食文化への国民理解
- 食文化研究・教育の推進
- 食文化インバウンドの促進

R3食文化ストーリー事業実績
応募件数 47自治体・団体
要望額 393百万円

施策のインパクト（国民・社会への影響）

- ・国内各地にある多様な食文化の継承・振興
- ・文化財登録による食のブランディング

食はインバウンドの重要コンテンツ

「訪日外国人が期待すること」
一位：日本食を食べること(69.7%)(3)

インバウンド誘致、地域の活性化

経済的価値の向上を、
文化の継承・
振興に生かす

出典：(3) 訪日外国人消費動向調査 (R1、観光庁)

調査研究 36百万円

- ・食文化の無形の文化財登録等に向けた調査
- ・食文化研究のプラットフォーム（食文化センター）の試験調査
- ・食文化インバウンド促進のための動向調査
- 実施主体：民間団体等（委託）

背景・目的

文化芸術基本法第12条に基づき、生活文化の振興及び国民娯楽の普及を図るためには、生活文化等の実態を把握し、民間における自主的活動を尊重しつつ適切な振興策を図っていく必要がある。そのため、生活文化等分野を捉えるための調査研究を蓄積していくとともに、その振興・普及に当たっては、新たな需要の掘り起こし等に繋がる事業を展開していく。また、担い手の高齢化、減少等の課題が明らかとなった生活文化の分野においては、令和3年の文化財保護法改正により創設された登録無形文化財制度に基づき、早急に保護措置を講ずることが求められているため、実態把握に加えて、各分野の歴史的変遷等、無形文化財への登録に必要な詳細調査も併せて進めていく。

事業内容

生活文化等の実態や各分野の歴史的変遷等について調査するとともに、生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる施策を展開する。

暮らしの文化（生活文化、国民娯楽等）施策の3つの柱

1. 暮らしの文化を支える

生活文化調査研究事業：3分野×約12.2百万円＝37百万円（37百万円）事業期間：平成27年度～
・生活文化に関する基礎的な実態調査や、各分野の個別調査を実施し、生活文化分野の保護や振興施策について検討する。



2. 暮らしの文化で育てる（別掲）

伝統文化親子教室事業：（2,643百万円の内数）（1,443百万円）事業期間：平成26年度～
・次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。
・文化財保護法改正により、生活文化についても無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在の解消等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。



3. 暮らしの文化を生かす

生活文化振興等推進事業：2事業×約10.3百万円＝21百万円（21百万円）事業期間：平成26年度～
・これまで個人が担い手の中心であった生活文化について、従前とは異なるアプローチによる新たな需要を創出し、各分野の活性化、生活文化等の魅力向上、後継者の確保を図る。

暮らしの文化の多様な価値を生かした、文化芸術立国の表現

芸術家等の活動基盤強化及び持続可能な活動機会の創出

令和4年度要求額
(前年度予算額)

259百万円
50百万円)



背景・課題

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等が多く、今般のコロナ禍ではその社会的、経済的な不安定さが顕在化。芸術家等が持続可能な形で活動を継続できるよう、事業環境を改善し、団体・芸術家等の活動基盤を強化することが必要。

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

…2021年度から新たにフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。

依頼者・取引先とのトラブルについて

	「文化芸術活動に携わる方々へのアンケート」 (令和2年度,文化庁)	(参考) 「フリーランス実態調査」 (令和2年度,内閣官房)
トラブルを経験	56.5%	37.7%
その際、交渉せずに受け入れた	50.9%	21.3%

事業内容

(1) 芸術家等の事業環境の調査分析 <令和3年度～終期末定>

- 芸術家等の活動実態を調査し、分野ごとの課題分析や、契約形態によって異なる課題分析等を行う
- 件数・単価：2件×約700万円（予定）

(2) 芸術家等の持続可能な活動や安定的な運営に資するモデル事業の実施 <令和3年度～終期末定>

- 安心・安全な環境で芸術活動が行えるよう、相談窓口の設置による課題解決事業など、芸術家等の持続可能な活動や安定的な運営に資するモデル事業を実施
- 件数・単価：1件×約3300万円（予定）

(3) 芸術家等実務研修会の実施【新規】 <令和4年度～終期末定>

- 芸術家等及びその発注者の立場になる者が、適正な事業環境構築のため必要な知識を身に付けられるよう、研修用教材を開発し、研修会等を通じて普及啓発を行う
- 件数・単価：8件×約2500万円（予定）

(1)



(2)



(3)



アウトプット（活動目標）

- ・実態調査の分析結果の公表 1回以上
 - ・モデル事業の実施件数及び研修会実績
- | | モデル事業 | 研修会 |
|-------|-------|-----|
| 令和4年度 | 1件 | 80回 |

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和4年頃）
「事業環境改善のため取り組んでいる」割合が増加
- 中期（令和6年頃）
「事業環境の改善を実感する」割合が増加
- 長期（令和8年頃）
「事業環境の改善を実感する」割合更に増加

インパクト（国民・社会への影響）

文化芸術界の事業環境が改善されることで、担い手である芸術家等が安心・安全に活動でき、各人の芸術性・技術力の向上に注力が可能となることで、文化芸術分野におけるプロフェッショナルを確立する。また、それに伴い、日本の文化芸術水準の向上を実現する。

背景

「日本の美」総合プロジェクト懇談会（第6回）【平成30年6月22日開催】 < 総理発言（関係部分抜粋） >

本日、津川座長から、これらの取組の集大成として、世界中の人々が日本に来て、全国各地で「日本の美」を体感する企画、「日本博」開催の御提案があった。文部科学省・文化庁が中心となり、関係府省と連携し、万全、万端の態勢で進めるようお願いしたい。（中略）2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会は、世界中の関心が日本に集まる。この絶好の機会に、日本の魅力を最大限に発信し、日本を訪れる数多くの方々これを体感していただけるように取り組んでまいりたい。

日本博総合推進会議（第2回）【令和2年3月12日開催】 < 総理発言（関係部分抜粋） >

（新型コロナウイルス感染症の）収束が視野に入った段階では、日本の素晴らしさを国際社会に向けアピールするため、日本博を、一層強力に推進していくことといたします。このため、本日委員の皆様からいただいた貴重なご意見をもとに、日本博が縄文時代から現代まで続く「日本の美」を各分野にわたって体系的に展開する試みとして、より充実した内容となるよう、文化庁が中心となって、関係府省が連携して、さらに取組を進めてください。

日本博の開催準備等に関する関係府省連絡会議（第3回）【令和2年9月10日開催】 < 岡田副長官発言（関係部分抜粋） >

縄文時代から現代まで続く「日本の美」を国内外に向けて発信する「日本博」の重要性は、この国難とも言える状況下においても何ら変わることはありません。（中略）日本博も、来年度を新たな本番の年とし、また来年度以降における成功を確実なものとするため、本日お集りの皆様をはじめとする関係者の総力の結集を改めてお願い申し上げます。（中略）日本博の持つ意味は新型コロナウイルス感染症によって減少するのではなく、ますます重大になっています。（中略）日本博がより充実した内容となるよう政府一丸となって推進していただきたい。

事業内容

厳しさの続く新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、文化庁を中心とした関係府省や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」を令和4年度も引き続き実施。感染症拡大防止対策やコロナ禍においても地域が誇る文化資源の魅力発信・誘客効果を高めることができるような工夫を講じて企画・実施される新規性・創造性が高い文化芸術プロジェクトを支援するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行い、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化とともにインバウンド需要回復及び国内観光需要の一層の喚起等を図る。

- 補助率：1/2（最大2/3）（予定）
- 事業期間：令和4年度～

ウィズコロナ時代における日本博の取組

地域が誇る様々な文化観光資源の特色を生かして新たに企画する展示や公演、体験型プログラムの創出など日本文化の魅力を体感できる「リアル体験」に、最新技術などを活用したデジタルコンテンツの制作・発信等による「バーチャル体験」を融合させ、国内外の多くの方々がお自宅等でも日本博を楽しむことができるようにした上で、全国各地で実施。

< 博物館でのワークショップ >



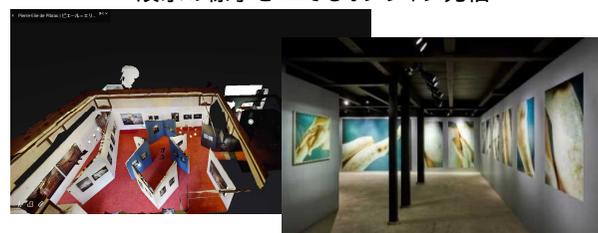
『やきもので繋ぐJOMON×未来 - 多彩な表現展2021 - 』

< 先端技術を活用した劇場型デジタル展示 >



『生誕260年記念企画 特別展「北斎づくし」イマージブシアター』

< 展示の様子をVRでもオンライン発信 >



『KYOTOGRAPHIE京都国際写真祭2021』

< 日本博ステージのライブ配信 >



『バーチャルTGC×文化財』

©マイナビ
TGC 2020 A/W
ONLINE

アウトプット（活動目標）

令和4年度実施件数 40件

アウトカム（成果目標）

国内外からの参加者数（オンライン含む）が目標値の100%以上となった事業者の割合

初期（令和4年度）～長期（令和6年度）
各年度70%

インパクト（国民・社会への影響）

- ・将来のインバウンド需要の喚起を促進
- ・地域文化資源の活用により地方誘客を創出
- ・国内外への発信により日本文化を次世代へ伝承

概要

「日本博」として国内外へ魅力ある文化観光資源を発信することにより、国内観光需要の一層の喚起や日本文化に関心がある海外層の訪日意欲を喚起し、地方への誘客を促進することで地域経済の活性化に寄与するとともに、地域の文化芸術資源を活用した多様な文化芸術活動やその持続可能な構築に向けての取組を支援することで、地域の文化芸術の振興を図る。

事業内容

地方公共団体が主体となり、文化芸術分野の専門的人材を活用して地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力を図りながら、観光インバウンドの拡充や地域の魅力ある文化芸術発信拠点の構築に資する、地域の文化芸術資源を活用した多様な文化芸術活動やその持続可能な構築に向けての取組を支援。

補助対象事業者 地方公共団体（15事業程度）
補助金上限額 1億円（補助率 1/2）
補助対象経費 専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等

（北九州市）東アジア文化都市北九州
2020-21推進事業



小倉城での薪能

（石川県）いしかわ・金沢 風と緑の楽都
音楽祭開催事業



重要文化財（寺院）でのコンサート

（市原市）「房総里山芸術祭 いちはらアート×ミックス」
を核としたアートによるまちづくり



レオニート・チシコフ

「7つの月を探す旅 第二の駅
《村上氏の最後の飛行 あるいは月
行きの列車をまちながら》



木村崇人「森ラジオ ステーション×森遊会」

（撮影：中村脩）



（京都府）京都府域展開アートプロジェクト
「もうひとつの京都」
齋藤達也「Double Horizon」

趣旨

我が国が誇る有力な美術品を「ナショナル・コレクション」として国内外に発信すべく、美術館・博物館における管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現する。まず、美術品・文化財の管理を標準化し、全国主要な美術館と民間（個人コレクター、企業等）が保有する美術品のうち、真に重要なものをICタグ等で分散管理。その情報を一元的に取得するシステムを開発することで、美術品情報の提供、管理の適正化を図る。あわせて、美術品のトレーサビリティの確保による取引の透明性の向上を図り、より活発な取引市場を作り出すことも目指す。

令和4～9年度予定（5か年）

美術館・博物館の現状

予算不足

- ・購入予算ゼロ 60.5%
- ・施設の老朽化が問題 76.9%

人員不足

- ・学芸員の業務過多、非常勤学芸員の増加
- ・専門人材不足

収蔵庫不足

- ・収蔵庫がほぼ満杯33.9%
- ・外部に倉庫を借りている27.2%

デジタル化の遅れ

- ・資料のDB化51.0%、公開12.0%
- ・画像公開24.8%

* 令和元年度博物館総合調査より

美術品・文化財の適切な管理が必要

美術品・文化財の適切な情報管理が必要

美術品・文化財の活発な情報発信が必要

我が国美術館・博物館のDXによる経営基盤強化

我が国美術館・博物館における文化財・美術品の取り扱いにかかる受け入れから処分までの一連の業務の標準化及び、DX化を通じた、運営の効率化、バックオフィス・収蔵庫等の共通化等による地域・分野中核館の創設、アカウントビリティの確保等を通じた経営体質の改善を図る。

トレーサビリティ確保による我が国アート市場の活性化

国内のアート取引に際して、トレーサビリティを確保できる方策（ブロックチェーン等）の導入を図り、アート作品の来歴や取引価格等、情報の追跡が可能なように制度設計、導入支援を行うことにより、取引の透明性を高め、市場の活性化と贋作の排除を目指す。

実施スケジュール

R4

業務標準化の検討

文化財・美術品の受け入れから処分にかかる業務（ドキュメンテーション）の標準化、ICタグ、DB等の共通化等、効率的で使いやすい方法を検討。ICタグの情報を追跡できるシステムの開発や一部モデル事業の実施。

R5

全国主要美術館へのICタグ等導入及び民間への導入支援

全国の主要美術館を中心に、モデル事業としてナショナル・コレクションとなりうる美術品へのICタグを設置して情報のトレーシングを実施。民間倉庫、コレクター、企業等、民間部門が所有、管理している美術品へも普及を図る。

長期的には

モデル事業の全国展開・民間への援用、国際標準化へ向けた活動を推進

ICタグの設置館・分野の拡大、収蔵品データベースとの連携。さらに、国際化も推進する。また、これらの事業をサポートするため、アート・コミュニケーションセンター（仮）等に経営改善、DX推進にかかる人員配置、全国各地への地域別共同オフィス、共同収蔵庫等の設置を検討。

取引市場の問題

取引の信頼性不足

- ・来歴がわからない
- ・価格の根拠が不明瞭
- ・真贋問題

* アート市場活性化WG、自民党アート小委員会等より

新進芸術家グローバル人材育成事業

令和4年度要求額

1,209百万円

(前年度予算額)

1,209百万円)



背景・課題

優れた能力を有しながらも発表機会が乏しい状況下にある新進芸術家等に、基礎や技術を磨くために必要な公演や展覧会などの実践的な研修機会を提供するとともに、創造・創作の源泉となる視野、見聞を広め、幅広い知識を得るためのワークショップ、セミナーの実施を通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

また、芸術系大学が有する人的、物的資源を活用した高度なアートマネジメント能力を有する人材の育成や国内外の実演家、プロデューサー、アートマネジメント人材等の人的交流を促進することにより、芸術文化を支えるグローバル人材を育成するとともに、我が国の芸術文化の海外への発信力を強化する。

<文化芸術推進基本計画(第1期)>(平成30年3月6日閣議決定)

戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成
年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。
専門人材について、キャリア段階(職業経験)に応じた教育訓練・研修等を通じて専門性を高め、文化芸術の価値を高める人材を育成し、文化芸術の発展を目指す。

事業内容

新進の芸術家や演出家、舞台技術者、アートマネジメント人材など、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成する観点から、実践的かつ、高度な技術・知識の習得するための研修機会(公演・展覧会、ワークショップ・セミナー等)や国際的な人的交流の機会を提供する。

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 736百万円【委託事業】[平成23年度]

- 統括芸術団体等による人材育成事業(育成事業、年鑑・調査研究)
 - ・新進の芸術家等を対象とした、公演・展覧会、研修会、ワークショップ・セミナー等の実施
 - ・芸術系大学と芸術団体が連携して行う新進芸術家等を対象とした、高度な技術・知識の習得を目的とした事業の実施
 - ・海外で活躍する気鋭の日本人芸術家を招へいし、国内の新進芸術家と共同して行う公演、展示等を各地で実施
- 件数・単価: 52件×約14百万円(予定)
- 事業期間: 令和4年度～令和6年度

大学における文化芸術推進事業(芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成) 336百万円【補助事業】[平成25年度]

- 芸術系大学等の資源を活用したアートマネジメント人材の育成に係るプログラムの開発・実施及び産学等連携による創造性豊かな新たな人材養成に対する補助
- 件数・単価: 24件×約14百万円(予定)
- 事業期間: 令和4年度～令和6年度

翻訳者育成事業(翻訳コンクール) 70百万円【委託事業】[平成22年度]

- 翻訳コンクール事業 対象言語: 2言語(英語+仏、独、露等いずれか)、賞: 各言語 最優秀賞1名、優秀賞2名
- 翻訳者育成・支援事業(ワークショップ・セミナー)、調査研究等
- 件数・単価: 1件×約70百万円(予定)
- 事業期間: 令和4年度～令和6年度



アウトプット(活動目標)

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業等の実施件数(年間:51件)

大学における文化芸術推進事業の支援事業数(年間:22件)

アウトカム(成果目標)

初期(令和5年度):次代の文化を創造する新進芸術家育成事業で実施した研修・発表の機会に参加した新進芸術家等の毎年度延べ人数が増加。

大学における文化芸術推進事業において支援した研修・講座等に参加した人材の毎年度延べ人数が増加。

中期、長期(令和8年度):新進芸術家や文化芸術活動を支える人材等に対して研修機会を提供することにより、創造していく担い手となる優秀な人材を得ることにつながり、我が国の芸術文化の将来を担う、世界に通用する優れた新進芸術家等を輩出することに寄与。

インパクト(国民・社会への影響)

日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合が増加。

文化芸術の創造・発展、次世代への着実な継承が推進。

文化芸術立国としての国際プレゼンス向上や国際文化交流を通じた相互理解・国家ブランディングの強化。

背景・課題

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。
より多くの文化芸術の鑑賞・体験が可能となるよう地方公共団体への呼びかけなどを行うとともに、将来的には、地方公共団体の自主事業等も含め、義務教育期間中毎年1回は、文化芸術の鑑賞・体験ができる環境を整えることを目指す。
一流の文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験が享受できるよう努める。
教育委員会が学校と同等と認める場合は、フリースクールや院内学級等での実施も行い、様々な環境にいる義務教育期間中の多くの子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の充実に努める。
研鑽の機会が必ずしも十分でない、音楽、美術などの芸術系教科等を担当する教員等向けに研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

文化芸術による鑑賞・体験機会の効果や継続意向、課題
文化芸術による子供育成総合事業（文化庁）の利点及び効果
・学校の利点で最も高いのは「学校や地方公共団体が実施するよりも、クオリティの高い公演団体・アーティストの公演を鑑賞・体験することができる」76.5%
・子供への効果では「文化芸術への親しみが醸成される」91.1%
「より豊かな創造性や感性が育まれる」88.8%
文化芸術活動の継続意向及び課題
・文化芸術活動の継続意向、「継続したい」51.2%
「実施したいが、このままでは難しい」39.5%、「実施したいと思わない」6.3%
・事業継続に必要なことでは、「実施に当たっての十分な予算が得られる」79.5%
「実施に当たっての十分な体制が得られる」58.8%

文化芸術による子供育成総合事業に関する調査（令和2年度）

事業内容

1.巡回公演事業（合同開催事業）

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等について、合同で実演芸術公演を複数回実施。
件数・単価：2,500公演程度×約260万円（予定）

2.芸術家の派遣事業

- 個人又は少人数の芸術家が学校を訪れ、講話、実技披露、実技指導を実施。
- 国、教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家個人や小規模グループをコーディネート。
件数・単価：3,150件程度×約20万円（予定）

3.ユニバーサル公演事業

- 小学校・中学校・特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちも鑑賞しやすい公演を提供し、表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を実施。
件数・単価：200公演程度×約200万円（予定）

4.文化施設等活用事業

- 美術館、博物館、音楽ホール、能楽堂等の文化施設を会場とし、アーティストやエドゥケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的な鑑賞・体験できる活動を実施。
件数・単価：150公演程度×約150万円（予定）

5.コミュニケーション能力向上事業

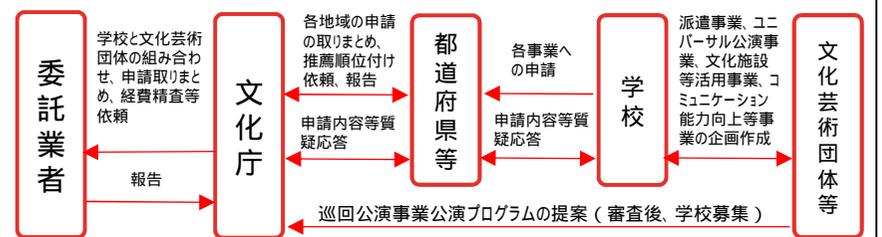
- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を実施。
件数・単価：200公演程度×約80万円（予定）

6.芸術教育における芸術担当教員等研修事業

小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。



事業スキーム



アウトプット（活動目標）

- ・巡回公演事業 2,500件
- ・ユニバーサル公演事業 200件
- ・コミュニケーション能力向上事業 200件
- ・芸術家の派遣事業 3,150件
- ・文化施設等活用事業 150件

アウトカム（成果目標）

- ・一流の文化芸術団体による公演の鑑賞
- ・文化芸術への親しみの向上
- ・豊かな創造性や感性の育成

インパクト（国民・社会への影響）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

背景・課題

次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図る。

文化財保護法改正により、茶道、華道、書道等の生活文化についても、無形文化財としての登録制度の対象となったが、伝統文化等の継承・発展には、次代を担う子供たちが早くから体験することが重要である。組織的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域偏在を解消しつつ、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

事業内容

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験等ができる機会を設ける事業を支援

1. 教室実施型 1,106百万円 (1,106百万円)

- ・実施主体：伝統文化等に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等
- ・支援事業数：約3,800教室
- ・事業開始年度：平成26年度

2. 統括実施型 300百万円 (150百万円) [拡充]

- ・実施主体：統括団体等
- ・支援事業数：20団体
- ・事業開始年度：令和3年度

3. 地域展開型 1,145百万円 (95百万円)

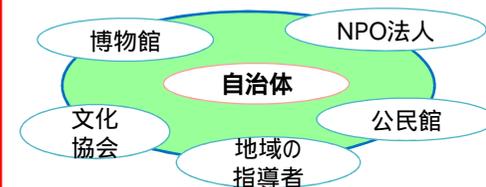
[拡充・要望枠]

- ・実施主体：地方自治体及び地方自治体を中核とする実行委員会等
- ・支援事業数：287地域
- ・6年間で全ての自治体が伝統文化等の体験機会の提供を目指す。
- ・事業開始年度：平成30年度

審査経費等 92百万円 (92百万円)

審査経費のほか、教室に参加した子供や保護者、指導者を対象に事業実施について調査等を行う

連携



出会うの機会の提供



修得機会の提供



教室実施型・統括実施型
 (修得機会の提供・地域偏在の解消)



伝統文化等の確実な継承
 子供たちの豊かな人間性の涵養

地域展開型
 (自治体主導による体験機会の提供)

背景・課題

本事業は、18歳以下の子供が無料で鑑賞できる劇場・音楽堂等で行われる舞台公演を支援。多くの子供たちが、オペラ、バレエ、クラシック、歌舞伎、能楽、演劇等、本格的な舞台公演に触れることにより、豊かな創造力を涵養するため、劇場・音楽堂等における子供たちの鑑賞・体験の機会を提供する取組を支援するとともに、子供たちが実演芸術に親しむことができる拠点づくりを推進。

事業内容

支援対象事業

- ・【補助事業者】劇場・音楽堂等の設置者又は管理者、もしくは我が国の実演芸術団体であって、その実演芸術団体を構成する出演者・スタッフ等に高い専門性があること。
- ・【補助対象事業】舞台公演の専用ホールを有する劇場・音楽堂等で行われる一般向けの有料（最も高い席が8千円以上）の舞台公演であって、一定数の座席数を子供無料座席とする公演

補助金額（対象となる公演費用の1/2を支援）

補助額 の上限	総座席数に占める 子供無料席の割合	補助額 (上限)	補助率
	3割以上	5,000万円	1/2
	2割～3割未満	4,000万円	
	約1割～2割未満	3,000万円	

事業の規模

事業規模としては、全国概ね200公演を想定。（約20億円）

子供たちの舞台芸術の鑑賞・体験機会を増やし、豊かな創造力・想像力の涵養を！

地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究

令和4年度要求額
（前年度予算額）

169百万円
101百万円



背景 課題

子供たちが身近な地域で学校の文化部活動に代わりうる継続的で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう、学校や地域が地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関等との連携により、文化部活動の地域移行に向けた体制構築や持続可能な文化芸術活動の環境整備を行うためのモデル事業を実施する。（令和5年度より学校部活動の段階的地域移行）

児童・生徒の文化芸術活動が居住地域や家庭の教育力・経済力に左右される現状（**表現や鑑賞機会の格差**）

少子化に伴う部活動の廃部や部員減少，児童・生徒のニーズの多様化（**学校内での活動機会の不足や喪失**）

部活動指導や大会引率等による教員の長時間勤務や休日出勤が常態化（**学校における働き方改革の必要性**）

部活動に代わりうる継続的で質の高い文化芸術活動環境の不足（**体制構築や持続可能な環境整備の必要性**）



事業内容

地域部活動推進事業（33百万円）

休日の部活動の地域移行（地域部活動）に向けて生徒の指導や大会の引率を行う地域人材の確保や活動場所・用具の確保，移動手段の確保，それらにかかる費用負担やコーディネート等の課題解決を目指すとともに，少子化に伴う廃部や部員減少，ニーズの多様化による指導者不足等に対応するための合同部活動実施に向けた移動手段の確保や，ICTを活用した練習・指導法の確立，それらにかかる費用負担等の課題解決を目指すため，全都道府県各1地域に拠点校を設け，モデル事業を実施。 70万円×47件（地域）

令和3年度より実施。モデル事業としては令和4年度で終了予定。

地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業（125百万円）

子供たちが身近な地域で質の高い多様な文化芸術活動の機会を確保できるよう，地域の文化施設や文化芸術団体，芸術系教育機関等が中心となって，新たな受け皿となる「地域文化倶楽部」（仮称）を創設するためのモデル事業を全国50件程度で実施し，課題や手法を分析・検証する。 令和3年度より実施。

- ・大規模 300万円×25件
会員数 40名以上
- ・小規模 200万円×25件
会員数 40名未満



アウトプット（活動目標）

- ・学校と地域文化団体や芸術系教育機関、地域文化施設等との連携 50件
- ・人材・場所・用具等の確保、ICTを活用した練習・指導法に関する課題解決を目指す文化部活動を地域へ移行するモデル事業実施 26件 47件

アウトカム（成果目標）

- ・誰もが芸術文化活動に平等に触れることができる受け皿の創設。
- ・多様な文化芸術活動へのニーズへの対応。
- ・教員の部活動指導にかかる負担軽減
- ・部活動に代わりうる活動拠点の創出

インパクト（国民・社会への影響）

- ・子供たちの文化芸術活動への活性化
- ・豊かな人間形成の促進
- ・学校の働き方改革への貢献
- ・地域の文化芸術団体等の活性化
- ・創造活動水準の向上

背景・課題

各都道府県代表の高校生による、芸術文化活動を発表する全国大会として「全国高等学校総合文化祭」を開催し、創造活動の向上を図るとともに相互の交流を深めることにより、芸術文化の振興に資する。昭和52年度より実施。皇嗣殿下ご出席。

令和元年度 佐賀県、令和2年度 高知県、令和3年度 和歌山県、令和4年度 東京都、令和5年度 鹿児島県、令和6年度 岐阜県

事業内容

全国高等学校総合文化祭 優秀校公演

優秀校東京公演
全国高等学校総合文化祭において演劇、日本音楽及び郷土芸能の分野で優秀な成績を収めた学校が一堂に会する公演を実施。

伝統芸能公演等

地方での郷土芸能等を発表する場を拡充するため、関連事業を充実。



全国高等学校総合文化祭
優秀校東京公演

全国高等学校総合文化祭

文化庁、開催地都道府県、開催地市町村等の主催者が実施する主催事業として、総合開会式、パレード、部門別事業、国際交流事業を実施。

演劇、合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド・パトントワリング、美術・工芸、書道、写真、放送、囲碁、将棋、弁論、小倉百人一首かるた、新聞、文芸、自然科学 ほか



高知大会 総合開会式



高知大会 国際交流

高等学校文化部活動 指導者養成事業

高等学校における文化部活動の更なる充実を図るため、部活動の指導者である顧問教員が適切な運営や指導の方法を身につけるための研修会を実施。



研究大会山形大会

アウトプット（活動目標）

- ・開会式でのフェスティバルや各部門ごとの公演・発表 22件
- ・国際交流（海外高校生の招聘）3カ国
- ・優秀校東京公演の開催（トップレベルの芸術公演） 1件

アウトカム（成果目標）

- ・発表機会、鑑賞機会確保
- ・若年層の芸術文化活動への参加意欲の喚起
- ・全国の高校生の文化部活動の活性化
- ・高校生の国際感覚の醸成
- ・文化芸術活動の全国発信

インパクト（国民・社会への影響）

- ・創造活動水準が向上
- ・日本文化の担い手の育成に寄与
- ・豊かな人間形成を促進
- ・都道府県の知名度・イメージの向上
- ・地域経済活性化・観光集客向上

「文化財の匠プロジェクト」等の推進による 文化資源の持続可能な活用の促進

令和4年度要求・要望額 524億円+事項要求
(前年度予算額 458億円)



文化財を次世代へ継承するため、適切な周期での修理、修理人材の養成、材料・用具等の確保、防火・防災対策等を推進する「文化財の匠プロジェクト」を策定・実行するとともに、伝統芸能や伝統工芸等への支援の充実、世界文化遺産・日本遺産等の地域の文化資源の継承・磨き上げの支援による地域活性化を図る。

1. 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 32,381百万円(26,728百万円)

文化財保存技術の伝承等

選定保存技術保持者・保存団体が行う伝承者養成、わざの練磨等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、休業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充する。

伝統技術関連用具・原材料等調査事業

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料に関する実態調査、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。

重要文化財(美術工芸品)文化財修理の伝統技術等継承事業

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、生産者が行う管理業務に対する補助等を行う。

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。

重要文化財等防災施設整備事業

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を踏まえ、文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備について補助を実施。 等



選定保存技術保持者
(美術工芸品銙金具製作)



絵画・書跡の修理用具・材料



和紙の原料コウゾ



< 建造物半解体修理の様子 >
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)

2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等 20,060百万円(19,107百万円)

無形文化財の伝承・公開等

伝統芸能や伝統工芸等の重要無形文化財の保持者、保持団体等が行う伝承者養成等に対して補助等を行う。また邦楽演奏家の拡大や邦楽器製作の担い手継承を進める。

地域文化財の総合的な活用の推進

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、計画に基づく地域の核となる文化財の整備等の支援、世界文化遺産・日本遺産等に登録された地域の情報発信や普及啓発等の取組に対して支援を行う。



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者

等

文化財を守り継承していくため、修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援と、適切な周期に沿った修理の事業規模の確保について、一体的かつ計画的な取組を推進する。令和4年度～令和8年度の5か年計画を策定し、段階的に取り組む。

1. 文化財の修理人材の養成と用具・原材料の確保 766百万円(548百万円)

文化財保存技術の伝承等 500百万円(455百万円)

選定保存技術保持者・保存団体が行う、伝承者養成、わざの練磨等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充する。

伝統技術関連用具・原材料等調査事業 70百万円(29百万円)

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料に関する実態調査、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。

重要文化財(美術工芸品)文化財修理の伝統技術等継承事業 71百万円(58百万円)

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、生産者が行う管理業務に対する補助等を行う。(除草・害虫対策等)

美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業 80百万円(新規)

用具・原材料等の安定的な供給・使用に向けた研究や調査記録、人材育成、情報発信などを行う。

文化財修理センター(仮称)建設のための調査研究 25百万円(新規)

文化財修理センター(仮称)施設建設のための基本計画策定などを行う。

等



選定保存技術保持者
(美術工芸品鍍金具製作)



和紙の原料コウゾ

2. 適切な修理周期による文化財の継承の推進 31,615百万円(26,180百万円)

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 12,734百万円(11,497百万円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 1,487百万円(1,065百万円)

国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。

歴史生き活き! 史跡等総合活用整備事業 7,469百万円(5,624百万円)

史跡等の保存・活用に係る整備に対する補助を行う。

重要文化財等防災施設整備事業 4,073百万円+ 事項要求(2,632百万円)

世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を踏まえ、文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備について補助を実施。

等



絵画・書跡の修理用具・材料



< 建造物半解体修理の様子 >
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)

文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援する。また、修理現場の公開促進を観光振興にもつなげる。文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。
 (R 3 予算 保存修理149件、公開活用30件、環境保全18件 R 4 要求・要望 保存修理168件、先端技術活用33件、公開活用30件、環境保全45件)

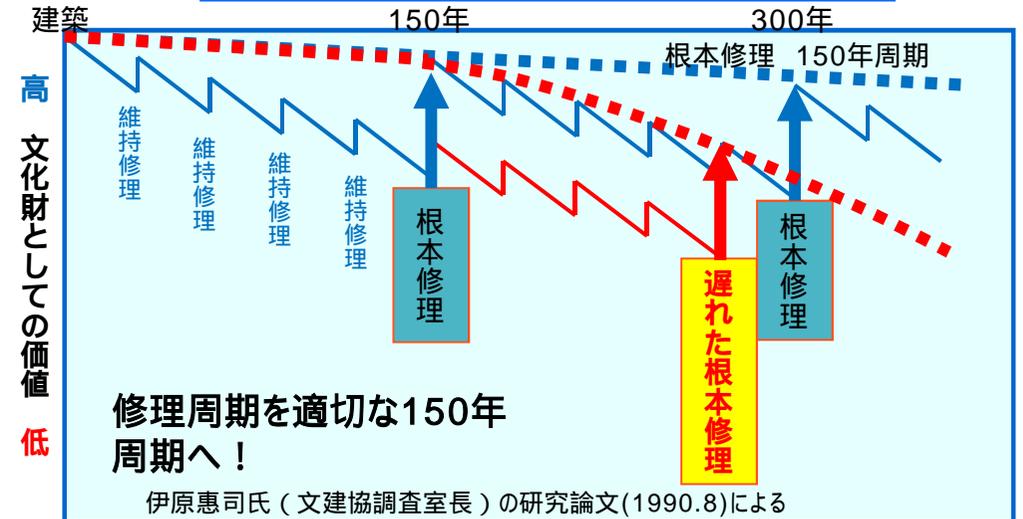
文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。

明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



修理現場公開の様子
本隆寺本堂（京都府）



パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



勝興寺本堂
バリアフリー整備
スロープの設置
（富山県）



門司港駅（旧門司駅）本屋
展示解説整備（福岡県）

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置



ワイヤーによる支持

先端技術活用（新規）

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前に行う。



3D計測データを用いた
モデルイメージ



石材の3次元化とPC上での積み上げ検討

適切な周期
 根本修理（解体、半解体修理）
 ：平均150年周期
 維持修理（屋根葺替・塗装修理）
 ：平均30年周期
 適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 常称寺本堂ほか2棟
解体修理の様子（広島県）

事業概要

国宝・重要文化財（美術工芸品）について適切な周期の保存修理を行うことにより、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ地域活性化や観光振興等につなげるなど、美術工芸品の保存・活用を図る。また、美術工芸品を災害や犯罪等から守るため、防災・防盜・防犯設備等の整備を支援する。(R3予算 保存修理:204件、防災設備:9件 R4要求・要望 保存修理:284件、防災設備:18件、公開活用:20件)

修理事業の抜本的強化

美術工芸品の適切な周期での保存修理の実施

文化財の価値の向上（国民の文化資本の価値向上）
修理後の美術工芸品の公開活用が可能に

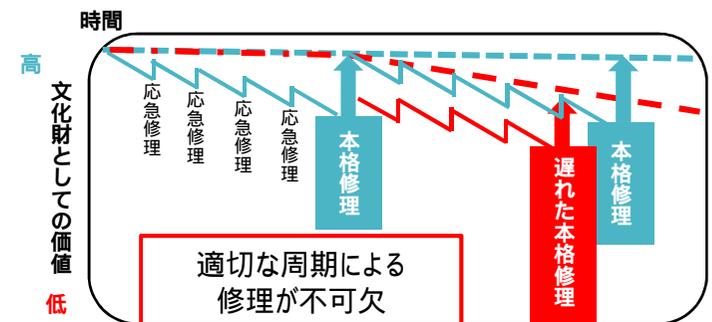
地域活性化・観光振興

適切な修理周期（例）
本格修理（解体修理）
：平均約50年周期
応急修理（剥落止め・表具替え）
：平均約10年周期

文化財の特性等により異なる

計画的な文化財の保存活用へ

本格修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



適切な周期による
修理が不可欠

公開活用に修理は不可欠

適切な時期に修理が施されないために、
公開ができない美術工芸品が多数存在。

貴重な潜在的な文化資源の放置

修理を施さなかったために、文化財の
価値そのものが低下している事例も多い。

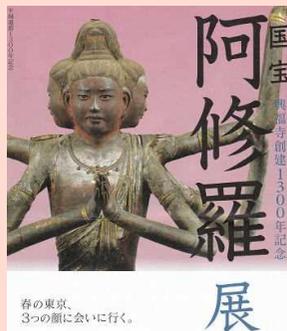
文化資本の価値の低減 = 国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、
文化資産価値の回復と公開活用の
両立が可能に。

美術工芸品は観光客誘致の起爆剤

著名な国宝・重要文化財（美術工芸品）は、
1点展覧会に出品されるだけで、多くの入館者を呼
び込むことが可能。

【展覧会例】



国宝「阿修羅展」
入館者数のべ165万人



国宝の殿堂 藤田美術館展
入館者数のべ15万人

補助対象事業

保存修理

一般：比較的小規模かつ短期間で実施するもの
（平均して2、3年程度）

特殊：大規模かつ長期にわたる修理で、同質の
資材を長期間安定的に確保する必要があるもの
（概ね5年以上）

防災設備

- ・警報設備
- ・消火設備
- ・避雷設備
- ・防盜・防犯設備 等
- 公開活用
- ・保存活用計画の策定

補助率

- ・原則50%
- ・補助事業者の財政状況等により最大85%

伝統的建造物群基盤強化

令和4年度要求・要望額 1,757百万円
(前年度予算額 1,579百万円)



伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要な保護措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
防災計画策定

修理・修景
公開活用整備

防災・耐震

買上

先端技術活用
(新)



修理・修景、防災・耐震の促進



伝統的建造物の公開活用

先端技術の活用

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

美しい町並みの回復

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

< 事業内容 > 文化的景観の保護を図るために必要な調査や計画策定に支援を行う。また、重要文化的景観の修理や防災、公開活用等のために必要な措置に対する支援を実施する。

棚田や里山等の文化的景観



開発や農林漁村の
衰退、過疎化等



文化的価値が保護されずに
急速に消滅しつつある

重要文化的景観の適切な継承による地方の創生

調査

○選定候補となる文化的景観の価値や特徴を明らかにするための調査事業

計画策定

○保存活用計画策定事業及び、既選定地区の保存活用計画の見直し事業

整備事業

○整備事業及びそのための事前調査並びに整備計画策定事業

先端技術活用（新規）

○修理、防災、普及啓発等への先端技術の活用（例：修理のための3次元測量、集落等の防災シュミレーション、広大な地区の理解に資するAR・VR技術やドローンの活用等）



錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観
(山口県岩国市)

埋蔵文化財包蔵地(貝塚、古墳、その他の埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地)の分布調査、開発事業による埋蔵文化財の試掘・確認調査、重要な遺跡の保護を図るための内容確認調査、出土遺物の恒久保存のための保存処理等に対し補助を行うもの。

遺跡詳細分布調査

開発と埋蔵文化財の取扱いとの調整のために必要となる埋蔵文化財包蔵地の詳細な分布調査。

開発対応の緊急調査

大規模な開発等が予想される地域の開発等と調整するために行う試掘・確認調査および、費用負担を求めることが困難な個人住宅建設等に伴う記録保存目的の本発掘調査。

保存のための内容確認調査

指定に向けた発掘調査

重要な遺跡の保護を図るための遺跡の範囲及び性格を確認する調査。

整備に向けた発掘調査

史跡等の保存整備等の実施のため、必要な情報を得るための調査。

出土遺物保存処理

発掘調査によって出土した遺物のうち、木製品、金属製品、自然遺物等について、その恒久保存を図るために行う保存科学処理。

主として開発に先立つ記録保存調査の実施に係るもの

重要な遺跡の活用に係るもの

出土品の保存

埋蔵文化財保護の円滑な実施



< 開発事業に先立つ試掘・確認調査 >



< 保存のための内容確認調査 >
(広島県三次市 史跡寺町麿寺跡)



< 保存処理を施した出土品 >
(佐賀県佐賀市 史跡東名遺跡)

<事業内容>

歴史的に由緒ある史跡等について、損傷、老朽化に対し、適切な周期で整備（概ね30年周期）する。往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元、ガイダンス施設の設置を行うなど、来訪者目線での修復・復元等の一体的な整備を行うことで、「文化財で稼ぐ」ための魅力ある環境を創り出す。災害等により崩落した石を元の位置に戻すために、事前に測量図化を行うなど、3D計測を行う必要があるため先端技術活用事業を実施する。整備時にしか体験できない整備現場の公開や整備によって得られた知見についての現場説明会等を行うことで、わかりやすく歴史的価値の理解を図るために整備現場公開事業を実施する。

保存・活用の一体的整備

保存と活用を一体的に実施することで、魅力ある環境を作り出す総合的な事業に対する優先的支援の実施

保存・修理整備

- 適切な周期にのっとった保存整備



史跡及び名勝「三徳山」の庭園修景整備（鳥取県正善院）

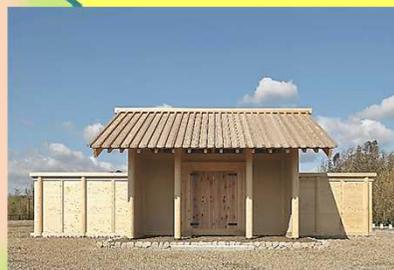
魅力ある活用を図るための環境の整備
観光客を呼び込み長時間滞在を実現
文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「安満遺跡」のガイダンス施設整備（大阪府高槻市）

ガイダンス施設・案内板等の整備

- 情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- 多言語化により訪日外国人に対応



史跡「久留倍官衙遺跡」の八脚門復元展示（三重県四日市市）

歴史的建造物の復元整備

- 地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- 観光資源としての史跡等の価値向上

先端技術活用事業

石垣等の測量図化の事前実施

目視による確認と比較し、高精度での石の動きの観察



石垣等の崩落時における修理等の迅速化
石垣等の崩落危険性の早急な察知の実現



史跡「北大東島嶺鉾山遺跡」の石積修理（沖縄県北大東村）

【事業概要】世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和2年度 令和6年度)を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策**、**耐震対策に係る施設整備**について補助を実施。(補助率:最大85%)

【対象文化財】

- ・重要文化財(建造物)
- ・重要文化財(美術工芸品)
- ・重要有形民俗文化財
- ・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

- ・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
- ・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
- ・老朽化した防火施設、毀損した防火施設の更新、再整備が必要
- ・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施
- ・防火対策(世界遺産・国宝(建造物)、博物館等)及び耐震対策について「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和3年度~令和7年度)で加速化して実施

【耐震対策】

- ・文化財価値の**保護**と利用者の**安全確保**のために耐震対策は必須

耐震対策工事



天守閣の木製格子壁による補強



早期発見

- ・**自動火災報知施設**を設置し迅速に初期消火へ



(光電分離式煙感知器)



(R型受信機)

初期消火

- ・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等



(易操作性1号消火栓)

延焼防止

- ・近隣火災から護るための**ドレンチャ**、**放水銃**等



(放水銃)



老朽化した消火栓の更新



耐久性、耐震性の高いポリエチレン管への更新

日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

19百万円
19百万円)



背景・課題

平成24年3月、水中遺跡としては日本で初めて長崎県の鷹島神崎遺跡が史跡に指定。これを踏まえ、水中遺跡調査検討委員会において「日本における水中遺跡保護の在り方について」をとりまとめ、令和3年度末には『水中遺跡のハンドブック（発掘調査のてびき-水中遺跡調査編-）』を作成。

これまでの水中遺跡保護に関する各種調査研究のとりまとめを踏まえ、今後調査研究すべき水中遺跡の洗い出しを行うとともに、水中遺跡の魅力を発信し、その保存と活用の機運を高めるため、**てびきの自治体等への周知**を行う。

事業内容

水中遺跡保護検討委員会

- 当面、調査研究すべき重要な水中遺跡の洗い出し
- 事業期間：平成30年度～令和4年度

水中遺跡保護普及シンポジウムの開催

- 一般への普及啓発活動
- 事業期間：令和4年度

「水中遺跡のハンドブック」説明会の開催

- 地方公共団体に対しハンドブックの内容を周知
- 事業期間：令和4年度

<資金の流れ>

国 民間企業等

<所在が確認された日本近海的主要な沈没船>



鷹島海底遺跡
(長崎県)



ニール号遭難碑
(静岡県)



いろは丸(広島県)



開陽丸(北海道)

アウトプット(活動目標)

委員会において重要な水中遺跡の洗い出しを行い、その遺跡の取扱い等に関する検討につなげる。

地方公共団体等への解説と意見交換を行うことにより水中遺跡の魅力を発信し、その保存と活用の機運を高める。

アウトカム(成果目標)

初期(令和5年頃)
水中遺跡の指定・登録に向けた取組の推進。
海域における調査研究事業を進める省庁・組織との連携体制の構築。

水中遺跡調査に関する研究事業の実施。

中期(令和6年頃)
水中遺跡の指定・登録の推進。

国内の水中遺跡の調査・活用体制の強化。

インパクト(国民・社会への影響)

海における歴史事象を積極的に捉えることにより、**海に囲まれた我が国の歴史及び文化の理解を促進**する。

AIを利用した文化財建造物の見守りシステム

令和4年度要求額
(前年度予算額)

44百万円
31百万円) 

文化財建造物の点検に係わる関係者（文化財パトロール、修理技術者等）に AI をベースとした各種の点検技術を提供し、文化財建造物のよりよい点検手法を実現するための、共有システムの構築を行う。

事業内容

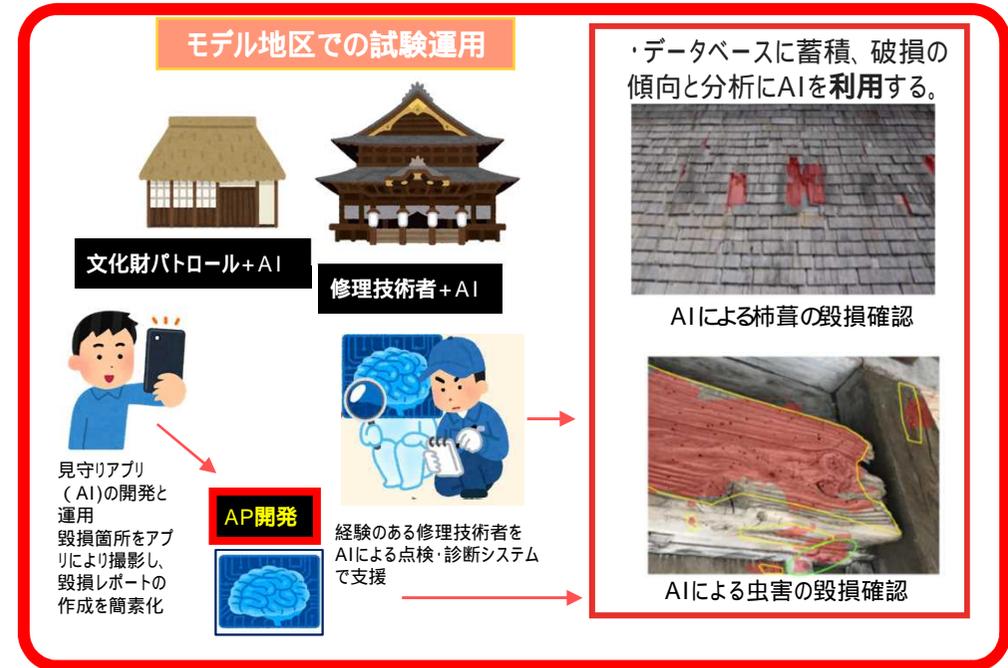
・ 柿葺、瓦葺等の破損や虫菌害による毀損箇所をアプリにより撮影し、破損レポートの作成を支援するほか、レポートを DB で蓄積し、AI を利用して破損の傾向と分析を行う。破損データを修理計画や予防措置に役立てることで、修理費の抑制につなげる。また、監視機器や防災機器の運用に役立てることで、鳥獣害や毀損を早期発見し、被害を予防する。

令和4年度

- ・ 運用開始を見据えたシステムの構築を進める。
- ・ 劣化、破損箇所を識別するアプリの完成。
- ・ 5地域をモデル地区として選定し、識別アプリを使った試験運用を行う。
- ・ 修理計画や予防措置に役立てるため、破損データ、文化財の基本データ（建設年代、立地）、修理履歴、地域の気象情報等を含めた、国宝・重要文化財見守りのためのデータベース構築を行う。

事業期間

開発・検証：令和2年度から令和4年度まで
運用開始：令和5年度から



共有システム構築による文化財保存修理にかかる効果

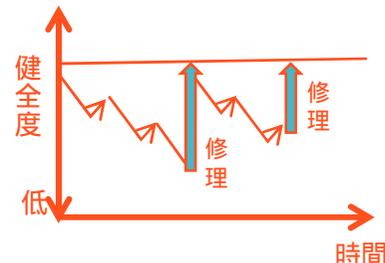
警戒レベルの向上

鳥獣害を**早期発見**、被害が深刻になる前に**予防**



修理計画や予防措置の立案

計画的な予防措置により、**修理費を抑制**する。



均一した点検技術の確保

破損・劣化状況等の**見落とし**や**誤認**等を防ぐ。



背景・課題

熊本地震以降、石垣の耐震対策の必要性が認識されたことを踏まえ、文化庁と熊本市が共同で熊本城の災害復旧現場をモデルに対策の検討を進め、令和2年度までの復旧事業で得られた知見の蓄積をベースに調査研究を行い、耐震診断指針を作成しようとするもの。

事業内容

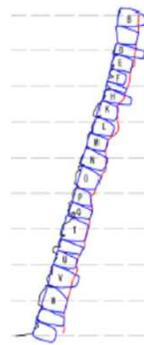
令和2年度までに熊本城の復旧事業の中で得られた知見、診断指針案をベースとして、熊本城と特徴が異なる石垣についても調査研究、有識者会議での検討を行い、全国の石垣で適用できる耐震診断指針を作成する。

調査箇所：令和3年度の調査結果を踏まえ、2箇所（城）と補足調査1箇所を予定

事業期間：令和3年度から令和4年度（2箇年）

調査内容

- ・実測調査：三次元レーザー測量
- ・構造調査：表面破探査、地中レーダー等
- ・地盤調査：ボーリング調査



石垣の断面図作成



地盤調査

(ボーリング調査)



構造調査

(レーダー探査)



熊本城石垣の地震被害

熊本城災害復旧での石垣の構造的検討



石垣内部栗石の網目状シート補強



実大石垣模型の振動台実験

調査結果に基づき、調査方法、診断方法、対処方針の指針について有識者の意見を聞きながらとりまとめ、石垣の耐震診断指針を策定。



事業概要

地域における未調査の文化財（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、及び学術上の価値の高い歴史資料）でかつ、まとめて一箇所に伝存するものを対象に、市町村が中心となって全国の有識者、地元博物館の学芸員などがチームとなって1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録して文化財管理台帳を作成し、全体として歴史的価値づけを行い、地域の貴重な文化財の散失・流出を防ぐとともに、地元の歴史博物館での展示やWEB上ででの公開等、文化財調査を活かした地域振興・観光振興に資する取組を支援する。(R3予算:22件 R4要求・要望:40件)

文化財調査が実施されないために活用されない文化財



品川台場築造、葦山反射炉建設などで有名な江川英龍を輩出した江川家に伝来。古文書・典籍類のみならず、絵画、大砲の模型など、多様な文化財が存在するが、調査を行わないと散逸等の危険性が高まる。

〔葦山代官江川家関係資料〕(静岡県伊豆の国市)



(調査前) 未調査の資料が収蔵庫の棚に資料本体を露出して保管されている。

全国の研究者、学芸員等による文化財調査・歴史的な価値づけ



文化財調査・整理作業

調査結果の公開 (文化財管理台帳の刊行) さらなる価値づけへ



結果として

調査成果(目録・画像)をWEBで公開



《紅糸威腹巻》 1領

胸高30.1

桃山時代 初代藤孝所用

《黒糸威横矧二枚胴具足》

1領

胸高37.8

桃山時代 2代忠興所用

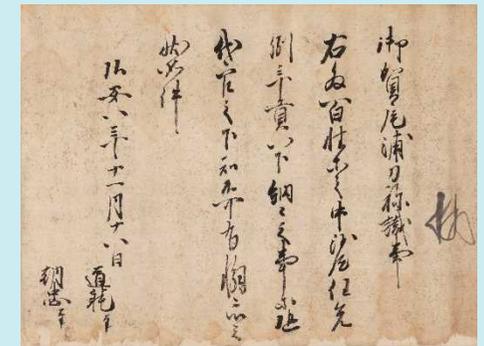
永青文庫所蔵資料

(熊本県、同県立美術館ホームページにて成果を公開)

補助対象事業

文化財の国指定・展示活用

市町村・都道府県、国が文化財に指定、保護・活用の体制を整備



例: 重要文化財「大音家文書」

(個人所蔵、事業: 福井県、期間: 平成28~30年度、令和2年指定)

- 資料の散失防止
- 研究・地域学習に貢献
- 展示などを通じて地域振興・観光振興へ貢献
- 地元学芸員の資質向上、展示施設等の環境整備

事業概要

- 我が国の多様な文化遺産に関する情報を、誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、文化財の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、文化遺産のデジタルアーカイブ化を推進
- 全国の博物館・美術館等におけるデジタルアーカイブ化を促進するとともに、それらの情報を集約し、求める情報を容易に検索できる機能を持ったポータルサイト「文化遺産オンライン」を構築(主に以下の情報を収集)
 - 全国の博物館・美術館等の所蔵品(国宝・重要文化財を含む)
 - 国指定文化財(建造物、美術工芸品、史跡名勝天然記念物、無形文化財、民俗文化財等)
- また、文化財が消失等した場合に復元するための資料として活用するため、国指定等文化財の詳細記録(設計図等)もデジタルアーカイブ化

機能 (所蔵作品の紹介)

情報を提供する博物館・美術館の所蔵品を含め、文化遺産オンラインの全ての情報を検索できる

- 掲載件数：283,062件
- 所蔵館数：239館

機能 (動画で見る無形の文化財)

伝統工芸・民俗芸能などの無形文化財の動画を公開(工芸技術記録映画等例)「竹工芸 - 藤沼昇のわざ -」「歌舞伎舞踊「喜撰」

機能 (美術館・博物館情報)

全国の美術館・博物館の所在地・ホームページURL等の情報を掲載

- 掲載館数：1,006館

数値はいずれもR3年4月時点

文化遺産オンラインをリニューアル(令和3年度実施)

(スマホ・タブレット端末利用を前提としたデザイン変更、検索の利便性向上、日英対応等)



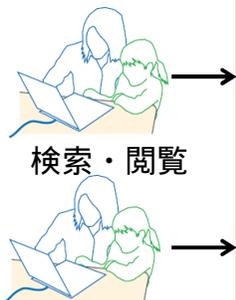
情報登録・連携

博物館・美術館
文化庁 

他機関との連携

JAPAN SEARCH
BETA
日本のデジタルアーカイブを横断検索
ColBase
国立博物館所蔵品統合検索システム

次期モバイル版
イメージ
(PC版も変更)



検索・閲覧

今後の取組

- ✓ 参加館や利用者の利便性向上のため、文化遺産オンラインの多言語化等を進め、利用者の拡大および一層の利活用促進を図る。
- ✓ ジャパンサーチ(国の分野横断型統合ポータル)の文化財分野の「つなぎ役」として、全国の美術館・博物館が有する他のデータベースとの連携を進め、掲載件数の拡大を図る。

背景・課題

日本各地には、歴史や風土に育まれ発展し伝承されてきた貴重な無形文化財や民俗文化財が多く存在するが、近年の急激な社会構造の変化による変容、衰退が危惧されており、その保存・保護が喫緊の課題である。また、文化財の保存のために欠くことのできない選定保存技術についても、後継者不足等多くの問題を抱え、加えて、伝統的な修理技法に用いられる材料や道具を生産するための原材料の不足も大きな課題となっている。

一方、こうした無形文化財等についてはこれまで公開される機会が少なく、広く一般向けに周知する機会の確保することで、国民の文化財保存・保護に対する意識の向上を促すとともに、無形文化財等の保存・保護施策の充実を図る事が求められている。

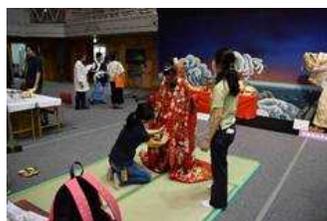
事業内容

選定保存技術広報事業 30百万円(13百万円)

選定保存技術の保存団体(全34団体)が一同に会し、技術の実演、道具・材料等の展示、体験コーナーの設置等の機会を提供する。

また、HPサイトやSNSを活用した情報発信等、イベント当日に限らない継続的な選定保存技術の広報を行う。

・予定件数：1件



日本の技体験フェア (令和元年度 沖縄県立武道館)

伝統工芸超分野交流事業 5百万円(5百万円)

工芸技術分野の重要無形文化財の保持者(人間国宝)等の伝統工芸作家と、学識者や企業経営者等の他分野専門家との共同事業を促進し、伝統工芸の新たな価値を生み出し、更なる日本の伝統工芸のブランド化確立を目指す。

・予定件数：1件

参考事例



陶甕(きんま) × セルジオロッシ ('家庭画報'より)



「蒔絵」× ハープコンサート (MOA美術館主催)

重要無形文化財保持者の「わざ」と文化財を守る技術の公開事業

14百万円(5百万円)

工芸技術分野の重要無形文化財の保持者(人間国宝)やそれを支える人々について、工芸作品や関係資料等を展示した「日本のわざと美」展(平成8~30年度開催)の成果を発展的に継承し、より地域性やテーマ性を持つ企画展として広く一般に公開し、その重要性を理解してもらう機会を提供する。文化庁の地方移転(令和4年度中予定)に対応する形で、令和5年度の初回開催を目指し、準備を行う。

・予定件数：1件

首都圏伝統工芸技術作品展開催事業 21百万円(10百万円)

令和2年に我が国の伝統工芸の拠点である国立工芸館が金沢に移転・開館した一方で、首都圏においても伝統工芸の新たな発信の機会が望まれているところ、展覧会やワークショップ等のイベントを首都圏で開催し、地元住民および観光客に向けて伝統工芸の発信と普及を行う。

・予定件数：2件



「日本のわざと美」展(平成30年度 福島県立博物館)

イメージ
・新「日本のわざと美」展
・首都圏伝統工芸技術作品展

普及・紹介資料作成 0.7百万円(0.7百万円)

無形文化財、民俗文化財、選定保存技術等に関する一般向け紹介パンフレットを作成し、保存施策を広く一般に周知する。

背景・課題

邦楽は我が国が誇るべき伝統文化の一翼を担うものであり、その継承と発展を図っていくことが必要。

一方で、楽器製作技術の継承、製作に必要な用具・原材料の確保等が課題。

三味線音楽の実演家 25,652人 [1987年] 12,646人 [2020年] 楽器商の件数330店 [2002年] 200店 [2019年]

三味線の販売数 18,000台 [1980年] 3,400台 [2017年]

特に、コロナ禍で邦楽の発表機会が大幅に減少し、大手の邦楽器メーカーが廃業を発表するなど、邦楽及び邦楽器製作技術の継承が危機的な状況。

国は、重要無形文化財の保持者等が行う伝承者養成への支援や、子供たちが伝統文化に関する活動を体験等できる機会の提供などを推進してきたが、トップレベルを目指す中間層を拡大するための施策はこれまで十分にはできていなかった。

危機的な状況にある邦楽の継承を図るため、トップレベルを目指す中間層の演奏者拡大に取り組む

事業内容

トップレベル

間をつなぐ中間層

すそ野

事業の概要

大学・高校等の部活動などのうち、文化庁が認定する団体に対し、安定的に稽古や実演に取り組めるような環境整備（邦楽器購入・成果発表会等）とともに、各団体が一堂に会して演奏発表・交流する機会を設ける。

対象：意欲ある大学または高校等の団体。例えば、定期的な演奏会を開催している など

選考：各団体からの応募（支援期間中の計画・目標等を記載）を踏まえ、有識者委員会の審査等を実施し、年間30団体(大学20、高校10)を選考。（R3予算 30団体 R4要望 継続30団体 +新規30団体）

支援期間：支援期間は、大学は4年間、高校は3年間

3年間で約90団体の認定、支援を目指す

支援内容の概要

保持者の団体（または斯界の団体）等から数名指導者を派遣し、月1回程度の指導を受ける。年度後半での演奏会で、指導者から講評を受ける。

団体の要望に応じて、邦楽器（三味線、箏など）を無償貸与支援を行う団体との交流会、実技実演ワークショップへの参加

大学の邦楽の部活動





事業趣旨

全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等が有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催し、この展覧会を通じ、皇室文化への国民の理解の促進、文化財の保存・活用、地方文化の振興による地方創生、国内観光の振興、国内外への日本の美の発信を目指す。

- 宮内庁三の丸尚蔵館は、令和8年度的全館完成を目途に新設工事が進められているが、この期間中に所蔵する皇室ゆかりの30～40点の名品を多くの方々の鑑賞に供すべく、政府として積極的な地方展開を進める事業の一環。令和2年度(補正)より事業開始。令和2年12月の「三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム」にて実施が決定。

事業概要等

文化庁は、宮内庁と連携しながら、開催予定都道府県と協議の上、開催館を決定し、同館への作品輸送(輸送にかかる保険契約を含む)や展覧会にかかるリーフレットを作成

宮内庁:開催館と具体の貸与作品を調整等

開催館:会場パネルやポスター等の制作、会場設営及び運営



文化庁

【負担:開催館との事前調整、作品輸送・保険、リーフレット作成】

- ✓ 国民文化祭開催予定県と協議し、開催館を決定



開催館

【負担:会場パネル・ポスター等制作、会場設営、運営】



宮内庁

- ✓ 開催館と具体の貸与作品の調整等

国民文化祭 開催予定県

令和3年度 宮崎県、和歌山県(令和2年度の宮崎展は新型コロナウイルスの影響により令和3年度に延期)

令和4年度 沖縄県

令和5年度以降も実施予定

貸与作品イメージ



宮崎県立美術館
野田九浦
「日向御聖蹟絵巻」



和歌山県立博物館
西行
「西行書状」

皇室文化の理解、文化財の保存・活用、地方創生、国内観光の振興に資する

国立アイヌ民族博物館の運営等

令和4年度要求額
(前年度予算額)

1,693百万円
1,523百万円)



国立アイヌ民族博物館の運営

1,465百万円(1,295百万円)

令和2年7月12日、アイヌ文化の復興・発展に関するナショナルセンターとして、北海道白老町に「国立アイヌ民族博物館」を中核施設とする「民族共生象徴空間(ウポポイ)」がオープン。

アイヌ施策推進法に基づき、指定法人(公益財団法人アイヌ民族文化財団)に委託して「国立アイヌ民族博物館」の運営を行う。



国立アイヌ民族博物館外観 及び 常設展示

アイヌの歴史や文化に関する正しい認識と理解の促進、新たなアイヌ文化の創造・発展に寄与
目標年間来場者数 100万人

ミッション達成に向けた主な取組

- **教育普及【拡充】**
 - ・教育旅行を対象としたグループレクチャー「初めてのアイヌ博」
 - ・博物館と学校との遠隔授業
 - ・博物館を活用した教員向け研修の充実 等
- **展示、情報発信【拡充】**
 - ・魅力ある展示により、アイヌの歴史と現代に息づくアイヌ文化を紹介
 - ・新たな生活様式に対応した映像「バーチャル博物館」の製作・配信
- **来館者サービス**
 - ・新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底した来館者の受入れ
 - ・多言語対応(最大8言語) ・キャッシュレス決済の導入
- **アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとしてのネットワーク強化**

アイヌ文化振興等事業

228百万円(228百万円)

アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ文化の振興等を図るため、指定法人(公益財団法人アイヌ民族文化財団)が実施する事業に対して補助を行う。

- アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進に関する事業(アイヌ文化研究助成)
- アイヌ語の振興に関する事業(アイヌ語講座、アイヌ語発信講座 等)
- アイヌ文化の振興に関する事業(アイヌ文化フェスティバル、アイヌ工芸品展 等)
- アイヌ文化伝承者の育成



伝統的な儀式



アイヌ古式舞踊

国宝・重要文化財等の買上げ

令和4年度要求・要望額 1,114百万円
 (前年度予算額 1,006百万円)



課題

1. 美術工芸品は動産であるため、所有者の**経済的理由・相続等により、所在が不安定**になりやすい。
2. 地域の美術館・博物館の文化財購入予算が削減されることで、地元伝来の文化財の所在が流動化。
3. 文化財の所在が不安定化することで、**文化財の管理が適切に行われず、文化財の価値が損なわれる危険性**が高まる。
4. 適切なタイミングで文化財の買上げを行わない場合、国外流出等、永久的に国民の財産として公開活用機会が失われる危険性が高まる。



国外流失の危険性

2008年、運慶作の大日如来坐像（当時未指定）が、アメリカでオークションにかけられた。文化庁は所有者からの先買の申し出がある一方、予算の都合上購入を断念した。

事業内容

歴史上、芸術上又は学術上価値が高い**国宝、重要文化財**及びこれらに準ずる文化財を国が買上げ、国民共通の財産として国が計画的に購入、保存し、公開活用を図る。特に、**管理が適切ではないもの又は国外流出・散逸等の恐れがあり、国において緊急に保存を図る必要がある文化財について購入し、国民共通の財産として公開活用に資すると共に、後世に継承する。**

国外流失を回避



木造天王立像は、海外に設立される美術館の収集品候補となっていたところ、所有者を説得して買上げ、**平成24年に重要文化財に指定**。

現在は、東京国立博物館で定期的に**展示**され、主たる展示品の一つとして親しまれている。

計画的な買上げ



医学書（崇蘭館本）は、330冊からなる医学書のまとまりであり、指定文化財に準じるものとして、買上げ、**令和2年に重要文化財に指定**。

評価額が高額（11億5千万円）であったため、4年間かけて**計画的に買上げ**。

公開・活用



国有文化財を国立博物館・地方館に**無償貸与**し、広く**国民の観覧の機会を提供**。

年度	貸与件数（館数）
2	5 8 館
1	5 1 館
30	7 6 館



「新たな国民のたから展」会場風景

文化庁主催の「新たな国民のたから展」で**買上げ作品を公開**。

年度	会場	購入文化財出品件数	来場者数
1	新潟県立歴史博物館	4 6 件	8,320人
30	徳島市立徳島城博物館	3 4 件	6,155人
29	一関市博物館	4 0 件	8,026人

国民の鑑賞機会の拡大
文化芸術資源を核とした地域活性化
後世へ確実な継承

目的

特別史跡に指定されている平城宮跡及び藤原宮跡については、重要な遺跡として歴史的、学術的に貴重な価値を有するばかりでなく、広大な地域を占めて保全されていることから、今後も適切に維持・管理し、国民的文化遺産でもある宮跡の保存を図ることが必要である。

平城宮跡地内には、平成22年に復原工事が完了した第一次大極殿のほか、朱雀門、東院庭園、遺構展示館などの国有施設を有しており、これら施設等の維持・管理を行う必要がある。

- 事業期間：平成18年度～終了予定なし

(遺構展示館) 電気・水道・施設修繕



(東院庭園) 池の管理・警備



(朱雀門) 点検・警備



(大極殿) 点検・夜間照明維持



平城及び飛鳥・藤原宮跡等買上事務処理

令和4年度要求額
(前年度予算額)

15百万円
15百万円)



経緯

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

- 事業期間：昭和46年度～終了予定なし

目的

史跡等に指定された地域内の土地等については、そこに所在する遺跡等を保護するため、文化財保護法による現状変更許可制度により規制が図られている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として、歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。平城及び飛鳥・藤原宮跡地の速やかな買上げを進めるために、測量及び補償調査を用地買上の前年度に実施する。

藤原宮跡の買上時とその後の状況

土地買上測量立ち合い



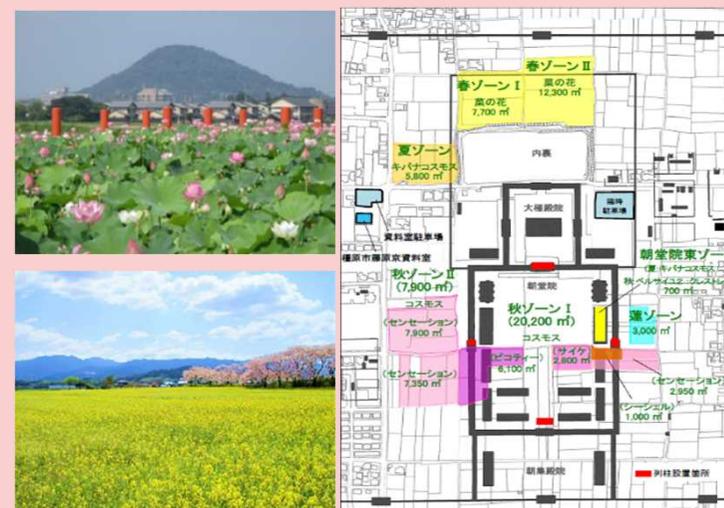
発掘



遺構表示



活用



目的・要旨

史跡、名勝、天然記念物は一定の広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつある。

このため、指定に伴う財産権の制限に対する補償的措置として、また、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用を図ることを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し、その一部を補助している。

近年の買上げ事例

- 史跡安満(あま)遺跡(大阪府高槻市)
- 事業年度：昭和44～46、平成6～令和元年度
- 総事業費：11,580,628千円
- 国庫補助額：9,235,679千円



弥生時代の大規模集落。民間農地や京大農場から、ガンバ大阪のサッカー専用スタジアムの誘致活動を経て、公有化後に安満遺跡公園へ。2019年一次開園

事業内容

文化財保護法により指定された史跡、名勝又は天然記念物(「史跡等」)の保存のための史跡等の土地買上げ事業に要する経費についての国が行う補助事業。地方公共団体が補助事業者として実施する、史跡等の適切な保存、管理、活用を行うための対象地の取得や史跡等の指定によって生ずる現状変更等の規制その他の制限への補償的措置として補助するもの。

- 補助メニュー：(イ)年度事業として行う「直接買上げ」方式、(ロ)「先行取得償還」方式<地方公共団体が先行取得に係る地方債の10年償還>
- 補助率：事業費の80%
- 事業期間：昭和32年度～終了予定なし

文化財保護法の関係規定

- 管理団体である地方公共団体等が、史跡等の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物を買取る場合、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる(法第129条)。
- 史跡等の現状変更等につき許可を受けることができなかったことにより、又は許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する(法第125条第5項)



遺跡保存の買取りをめぐる新聞記事

史跡等の重要な部分をなす地域

・史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ

遺構等と一体化した歴史的環境の保護

・史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ

環境整備の実施が必要な地域

・史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復元等の環境整備を行うことが特に必要とされている場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ

史跡等の環境保全や天然記念物の保護増殖

・史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要な地域にある土地の買上げ

地方公共団体は、保存活用計画等に定めた現状変更の取扱い基準、公有化の方針等により、土地所有者等と交渉を行い、必要な地域の買上げ事業を実施し、史跡等を確実に保存する

公有化された史跡等の土地は、その後の整備・活用の基盤となる

平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上

令和4年度要求額
(前年度予算額)

470百万円
470百万円) 

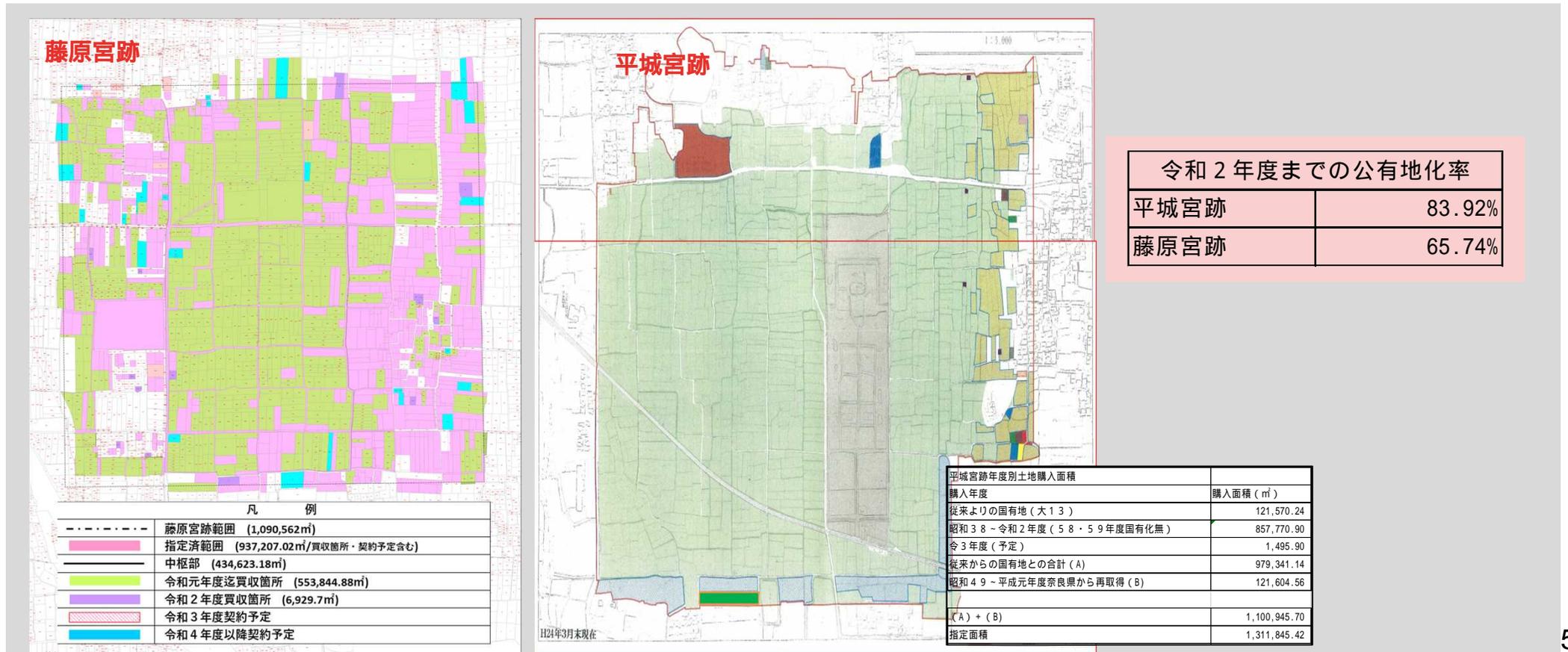
経緯

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

- 事業期間：昭和38年度～終了予定なし

目的

史跡等に指定された地域内の土地等については、所在する遺跡等を保護するため、文化財保護法により規制が図られている。国による買上げは、史跡等の保存のための土地利用制限に対し、財産権尊重のためにとられる補償的措置として行われるものであり、買上げを行うことにより、重要な遺跡として、歴史的・学術的に貴重な価値を維持するばかりでなく、国民的文化遺産でもある宮跡等を保護するものである。



平城宮跡地等整備費

令和4年度要求額
(前年度予算額)

116百万円
116百万円)



経緯

平城宮跡の土地の買上げについては、明治39年に結成された平城宮社保存会の買収等の活動によって開始（大正13年、保存会所有地を国に寄付）された。その後、昭和37年、宮跡内での近鉄操車場建設計画が問題となった際、宮跡全体を国有地化する方針が決定され、翌年から国による買上事業が開始された。また、藤原宮跡及び飛鳥地区については、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する施策について」（昭和45年12月18日閣議決定）によって国有地化の方針が決定された。

- 事業期間：平成13年度～終了予定なし

目的

平城宮跡は特別史跡に指定され、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡であること及び、広大な地域を占めて保全されている国民的文化遺産であることに鑑み、昭和53年に文化庁において定めた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」に基づき、遺跡博物館としてのまとまりのもと、東院庭園、朱雀門等の復原、第二次大極殿院地区の整備等を行ってきた。

また、藤原宮跡等についても、歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡として環境整備等を実施してきたところである。については、今後も既存施設の修理・修復、未整備地の整備等を行い、我が国の歴史、文化、伝統を確実に次世代に継承するものである。

平城宮跡 大極殿の高所金具点検・修理



各施設の総金具の維持管理のため、細部の点検と応急修理を実施

藤原宮跡 大極殿周辺等樹木剪定・伐採



大極殿および小宮土壇周辺等の樹木等が繁茂し、大極殿跡からの大和三山の眺望を阻害するなど、景観を損ねていたため伐採・剪定を行った

概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。



本邦国策を北海道に観よ！
～北の産業革命「炭鉄港」～



琉球王国時代 から連綿 と続く沖縄 の伝統的
な「琉球料理」と「泡盛」、そして「芸能」

事業内容

地域文化財総合活用推進事業

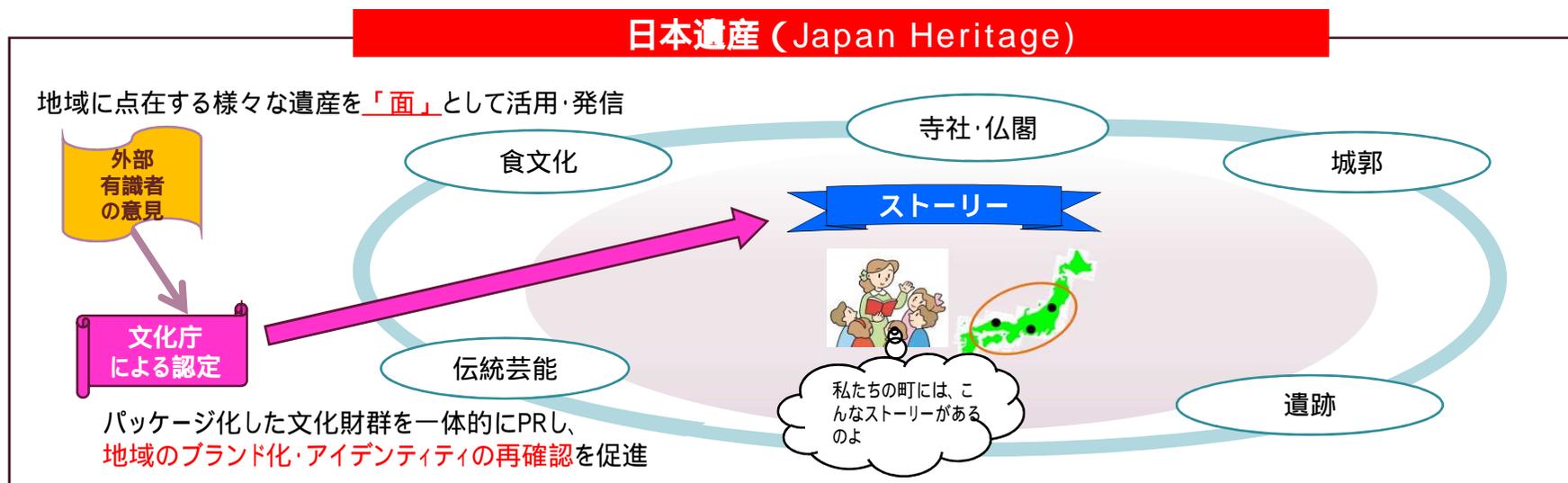
地域が、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援

- 人材育成事業：観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- 普及啓発事業：ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- 調査研究事業：旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等

* 上記各事業において、感染症防止対策等に対応

日本遺産プロモーション事業

- JNTOと連携した海外プロモーションの抜本的強化
- 日本遺産先進モデルの構築
- 日本遺産ポータルサイトを通じた国内外への情報発信、「日本遺産の日（2月13日）」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上
- 地域のニーズにあった専門家の派遣（日本遺産プロデューサー派遣事業）による地域活性化の支援
- 民間企業等との連携強化を図るために官民連携プラットフォームの形成



地域文化財総合活用推進事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

1,939百万円
1,689百万円)



目的

各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要

地域文化遺産・地域計画等

地方公共団体が地域文化遺産を活用した実施計画を策定し、文化財の保護団体が構成される実行委員会等が行う人材育成、普及啓発等の取組を支援

取組内容

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援



(民俗芸能大会の開催)

地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備

地域の伝統行事等を継承する取組を支援することにより、確実な継承基盤を整備

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成デジタル化や相談窓口等の取組を支援



(山車の修理)

文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画や大綱の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施



(研修会の実施)

世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及啓発・人材育成・保護活動等の取組を支援



(パネル展の開催)

地域のシンボル整備等

地域計画等を作成しており、かつ地域の核(シンボル)である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等)

令和4年度要求額
(前年度予算額)

738百万円
738百万円)



背景・課題

文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えるとともに心のよりどころとして、地域に活力を与える国民共有の財産

過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの絆や文化財の担い手不足で、地域の文化遺産が消失の危機

地域の文化遺産は、地域活性化等に資する役割が再認識され、その適切な保存・継承により、その積極的な活用が期待



ワークショップの実施



民俗芸能大会の開催

事業内容

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援

(件数・単価) 約150件×約490万円
(事業開始年度) 令和元年度

地方公共団体

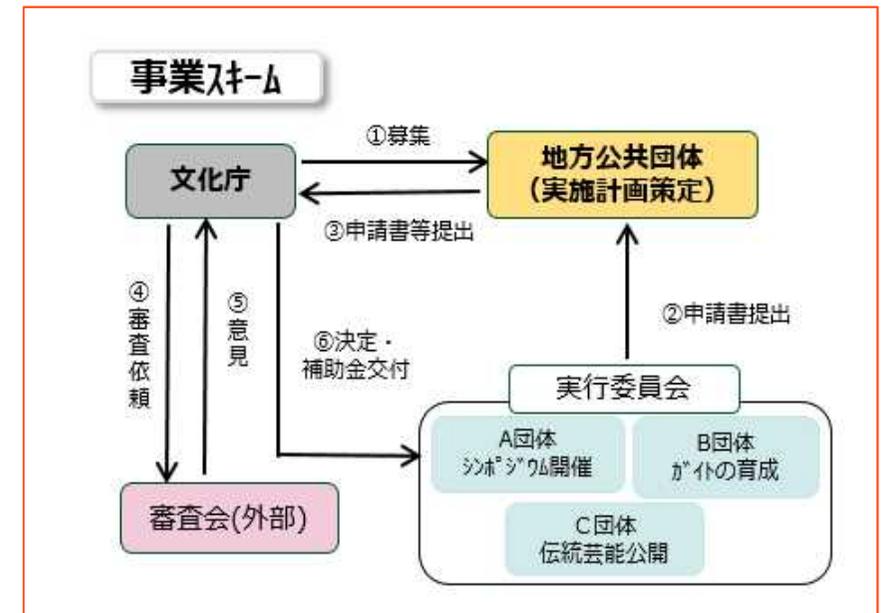
実施計画を策定
(本事業により実施される取組を手段として、目標を設定して評価を実施)

補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

補助対象事業

- ・人材育成(ボランティアガイド等の育成)
- ・普及啓発(伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等)



地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備)

令和4年度要求額
(前年度予算額)

528百万円
415百万円)



背景・課題

地域の文化遺産は、過疎化・少子高齢化等を背景とした滅失・散逸の防止が喫緊の課題となる一方で、地域活性化等に資する役割が再認識され、積極的な活用が期待されているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、危機的な状況となっている。

地域文化遺産の担い手が減少し、伝統行事等の実施が困難
新型コロナウイルス感染症の影響によって伝統行事等が中止になり、技能の継承の危機
継承基盤の体制が脆弱な地域の伝統行事等は消滅、取り残されるおそれ



事業内容

地域の伝統行事や民俗芸能等の用具の修理、後継者養成を行うとともに、記録のデジタル化や配信、コーディネーターや相談窓口等の取組に対して支援

(件数・単価) 約100件×約5百万円
(事業開始年度) 令和3年度



地方公共団体

実施計画を策定し、計画的な取組を実施

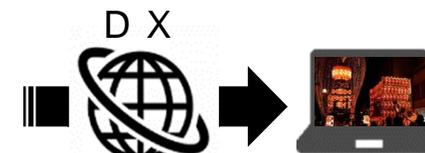
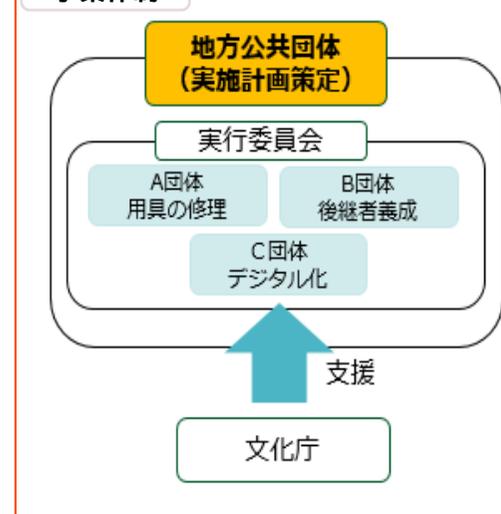
補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

補助対象事業

継承基盤整備
(コーディネーターや相談窓口の設置により継承・活用の取組を支援する事業)
記録作成・情報整備
(記録の作成・発信や映像のデジタル化やライブ配信等を行う事業)
用具等整備
(山車や衣装等を修理、新調等を行う事業)
後継者養成
(地域の伝統行事や民俗芸能の保存会会員を対象とした技術練磨等の事業)

事業体制



背景・課題

地域社会総がかりで文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、平成30年の文化財保護法の改正により制度化された。文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村に対し、地域の文化財を積極的に活用する取組を支援しようとするもの。

事業内容

文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。以下「地域計画等」という。）に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する。

- 補助事業者： 地域計画等を作成している市区町村
- 補助金の額： 補助対象経費の50%
- 補助対象事業： 地域計画等に基づき市区町村が行う次の事業（市区町村が補助または自ら行う事業への補助）

（1）国登録文化財の機能維持

地域の核（シンボル）となっている国登録文化財について、活用に必要な機能維持（修理、整備）を支援する。



地域のシンボルとなっている
文化財建造物の修理



地域の名所となっている
記念物の整備

（2）文化財の保存・活用を行う団体への取組支援

文化財の保存・活用の担い手として、地域で活動する民間の団体を位置づけ、所有者、行政、民間の連携を支援する。



空き家バンクの運営



文化財周辺のハザードマップ作成

文化振興を支える拠点等の整備・充実

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

422億円 + 事項要求
355億円)



1. 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン

2,539百万円(2,039百万円)

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

- ・文化観光推進法に基づく計画の策定のための支援
- ・文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- ・地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
- ・好事例やノウハウの普及、専門家の派遣

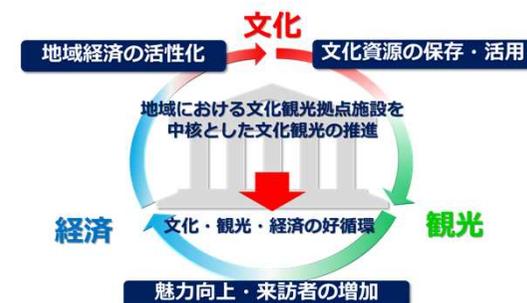
要求額： 2,245百万円
(前年度予算額：1,945百万円)

博物館等の国際交流の促進事業

- ・海外館と連携し、ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築

要求・要望額： 252百万円
(前年度予算額：52百万円)

文化観光推進法で目指す文化・観光・経済の好循環



2. 博物館機能強化の推進

960百万円(新規)

博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指すとともに、必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行する。

Innovate MUSEUM 事業

- 地域課題対応支援事業 45件 × 5百万円
- ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 10件 × 50百万円

博物館の経営改善・機能強化の促進事業

- 新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進 3件 × 20百万円
- 新制度の実行のための体制整備 1件 × 30百万円
- 博物館人材養成・質の向上(指導者の養成、専門研修等)

3. 国立文化施設の機能強化・整備

36,228百万円(31,229百万円)

ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するに必要な機能の充実と強化を図る。

独立行政法人日本芸術文化振興会運営費交付金に必要な経費

- ・国立劇場再整備関係経費 1,818百万円 (418百万円)
- ・舞台芸術グローバル拠点事業 819百万円 (新規)

独立行政法人国立美術館運営費交付金に必要な経費

- ・アート・コミュニケーションセンター(仮称)経費 894百万円 (850百万円) 等



国立劇場等再整備経費

現状・背景

文化観光推進法（令和2年4月17日公布、5月1日施行）に基づき、主務大臣（文部科学大臣、国土交通大臣）が拠点

計画・地域計画を認定し、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等の支援を講じる枠組みを創設。

博物館等の文化拠点としての機能強化や地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を通じて「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出。

施策の方向性

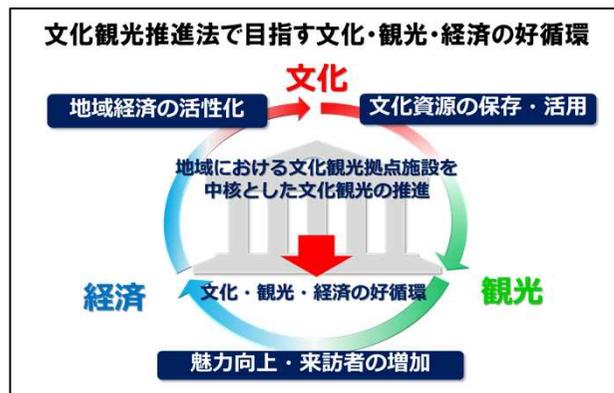
文化観光推進法の認定計画に基づく事業に対する支援の充実
デジタル技術やレプリカ等を活用した国際交流の促進、日本文化の発信機能の強化

事業内容

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進

- 文化観光推進法に基づく計画の策定のための支援
- 文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
- 地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
- 好事例やノウハウの普及、専門家の派遣

要求額：2,245百万円
(前年度予算額：1,945百万円)



博物館等の国際交流の促進

海外館と連携し、ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築

- 海外の博物館制度、博物館運営の調査研究
- 海外ネットワーク構築

- 学芸員等の相互派遣
- 共同調査・研究
- シンポジウム等の相互開催

- 文化財等の相互貸借、展覧会等の相互開催
- 文化財等のレプリカ活用

- オンライン展覧会
- リモート教育事業
- デジタルアーカイブ

要求・要望額：252百万円（前年度予算額：52百万円）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和4年度要求額
(前年度予算額)

2,245百万円
1,945百万円)



事業内容

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。

計画の策定のための支援

データの収集・分析、アンケートの実施、協議会等の開催、実証調査等の経費を支援。

文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
感染症防止対策等の対応が含まれる。



拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
感染症防止対策等の対応が含まれる。



地域計画において実施する事業のイメージ



計画の推進のための支援

好事例の収集・分析、専門家の派遣、取組事例の横展開のためのセミナー、中間評価及び中間評価を踏まえた制度見直しの提案等を実施。



積算内訳
 : 40,000千円
 : 2,080,000千円 (50箇所)
 : 125,000千円

に係る事務経費は精査中

博物館等の国際交流の促進

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

252百万円
(52百万円)

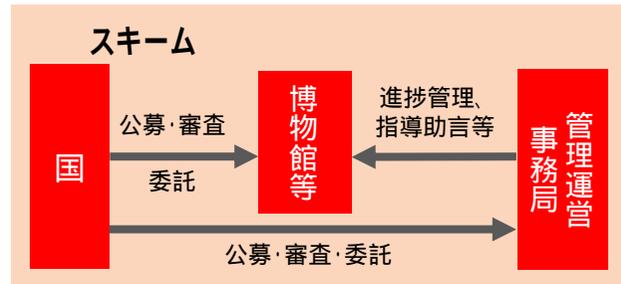


背景・課題

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりにより、博物館における国際交流も甚大な影響を受け、学芸員の交流や国際交流展の開催に大きな支障が生じている。**ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築**するため、**海外館と連携**し、学芸員等の共同調査・研究により創造された文化財等の新たな価値を、デジタル技術やレプリカ等を活用した先駆的な鑑賞モデルの構築や、収益力の確保に活かしながらボーダレスに発信することで、海外における博物館と日本文化のプレゼンスを高める。

事業内容（国際交流モデルの構築）

- 海外博物館等との連携による双方の学芸員等による共同調査・研究やデジタルアーカイブやレプリカ等のコンテンツを活用した事業展開し、事業の効果検証を通じて、持続的な国際モデルの構築を図る。
- 件数・単価：3件程度×6千万円（予定）
- 事業期間：令和3年度～令和6年度

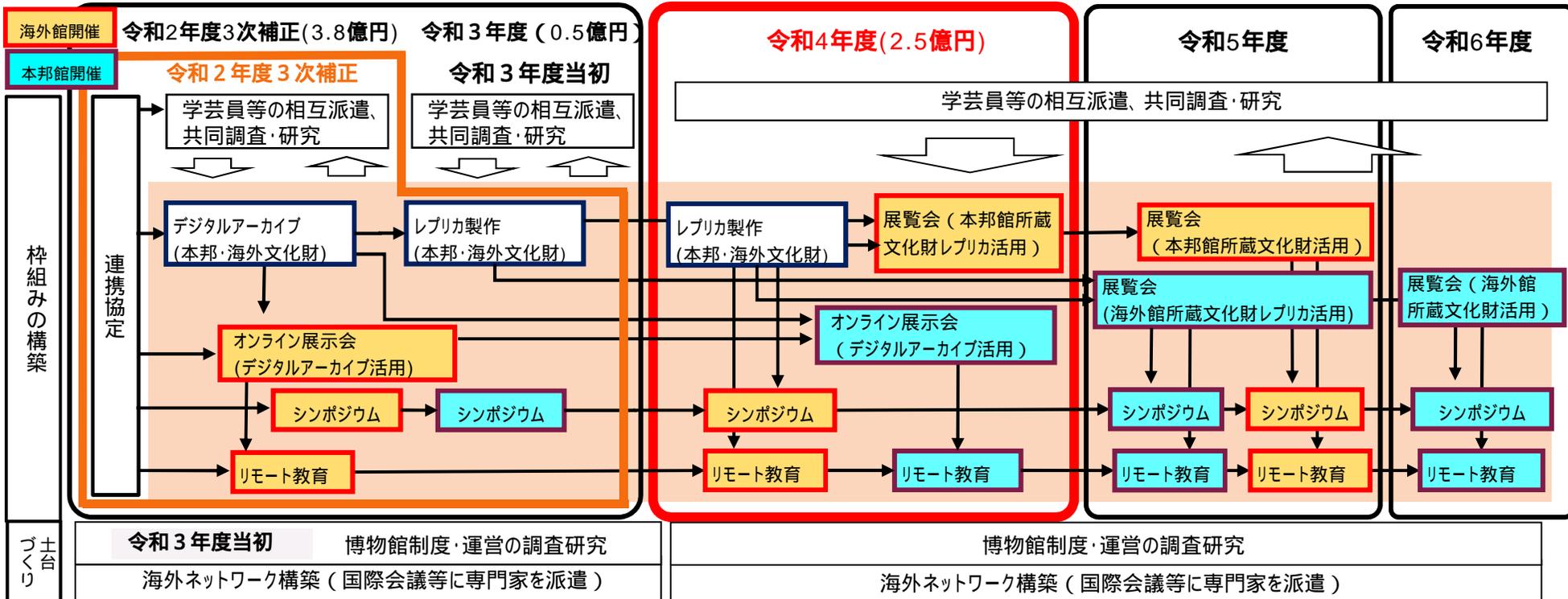


積算

令和4年度要求・要望額 251,608千円

・国際交流モデルの構築	225,021千円
・博物館制度・運営の調査研究	12,000千円
・海外ネットワーク構築	12,000千円
・その他審査経費等	2,587千円

進め方（国際交流モデルの構築イメージ）



大阪・関西万博開催

背景・課題

博物館は、文化芸術の振興にとどまらず観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野においてもその中核となり得る、国民生活に欠くことのできない施設であり、期待される役割が多様化・高度化する一方で、新たな役割を果たしていくための資金・人材・施設等の基盤はむしろ弱体化しつつあることが指摘されている。このような状況の中、今後の博物館行政の基盤となる法制度の在り方が、改めて問われている。2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する課題について幅広く検討を開始している。

これからの博物館に求められる役割（5つの方向性）

- 「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承
- 「わかちあう」 文化の共有
- 「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ
- 「むきあう」 社会や地域の課題への対応
- 「いとなむ」 持続可能な経営

博物館法制度の今後の在り方について
(文化審議会博物館部会 令和3年7月)

事業内容

文化審議会博物館部会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

(1) Innovate MUSEUM 事業

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。支援に当たっては、活動の自立化・内製化のための経営基盤の確立と横展開まで見据えた計画であることを重視する。さらに、博物館の組織連携・ネットワークの形成を通じた人材・ノウハウ等の共有による課題解決の取組を支援する。

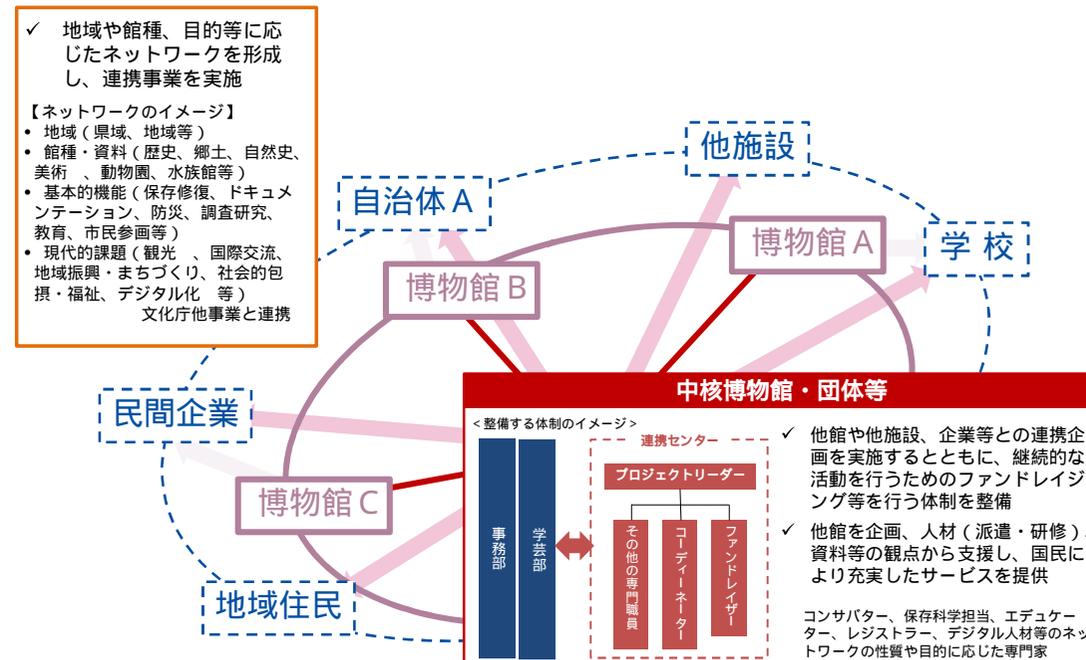
- 件数・単価： 地域課題対応支援事業 45件×5百万円
ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業 10件×50百万円
- 事業期間： 令和4年度～

(2) 博物館の経営改善・機能強化の促進事業

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要がある経営基盤強化に向けた組織改革の促進、新制度の実行のための体制整備等を実施する。

- 件数・単価： 経営基盤強化に向けた組織改革の促進 3件×20百万円
新制度の実行のための体制整備 1件×30百万円
- 事業期間： 令和4年度～

博物館ネットワークの形成支援事業の実施体制(イメージ)



背景・課題

国立文化施設（国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会）が、ナショナルセンターとして我が国の文化芸術の創造及び伝承・保存の中核となり、更には、文化観光の拠点として世界に向け発信するために必要な機能の充実と強化を図る。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

第2章3.（4）観光・インバウンドの再生（前略）観光立国実現に官民一丸で取り組む。（中略）DX推進等による収益性・生産性向上、（中略）に取り組む。（中略）コンテンツ造成や、デジタル技術も活用した観光資源の磨き上げ、（中略）文化観光拠点等の整備や三の丸尚蔵館の美術品等の地方展開等を進める。（中略）多言語表記やバリアフリー、（中略）上質なサービスを求める観光客誘致のための取組を進める。（後略）

第2章3.（6）スポーツ・文化芸術の振興（前略）伝統ある文化財、日本遺産等の地域の文化資源の持続可能な活用を促進するため、文化財の匠プロジェクトの検討や国立文化施設の機能強化等を図りつつ、保存・活用を一体的に推進できる体制を強化する。子供たちの鑑賞・体験活動の充実、日本博の全国展開、アート市場の活性化、DX時代に対応した著作権制度の構築等の文化DXの推進等を含む政策パッケージを関係府省庁と連携して年内に策定するなど、文化芸術活動の感染症からの力強い復興と発展を支援する。

事業内容

1. 国立文化施設の機能強化 33,113百万円（31,129百万円）

運営費交付金

独立行政法人日本芸術文化振興会

国立劇場再整備関係経費 1,818百万円（418百万円）

舞台芸術グローバル拠点事業 819百万円（新規）

独立行政法人国立美術館

アート・コミュニケーションセンター（仮称）経費
894百万円（850百万円）等



国立劇場再整備関係経費

2. 国立文化施設の整備 3,114百万円（100百万円）

施設整備費補助金

独立行政法人日本芸術文化振興会

国立劇場再整備事業 126百万円（新規）

独立行政法人国立科学博物館

収蔵庫新営 976百万円（新規）等 別途事項要求あり



国立科学博物館収蔵庫新営
(3年計画の3年目)

背景・課題

我が国の在留外国人は令和2年末で289万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響で、入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化しているものの、政府の外国人労働施策や留学施策により、今後も在留外国人や日本語学習者数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年度改訂）や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月公布・施行）」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を推進**。

1

日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要

2

日本語教育の質を向上させるための施策が必要

事業内容

1

確保 展開・学習機会の全国

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

604百万円（500百万円）

令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。

令和4年度は、全体の7割を達成（47/67）、「日本語教育の参照枠」を活用した日本語教育を推進。

日本語教室空白地域解消の推進強化

192百万円（152百万円）

日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。

インターネットを活用した日本語学習教材（つながるひろがるにほんごでのくらし）の開発・提供。令和4年度は「日本語教育の参照枠」を踏まえて動画コンテンツを追加。

日本語教育の先進的取組に対する支援等

27百万円（44百万円）

NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。

日本語教育のための基盤的取組の充実

7百万円（7百万円）

日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）を運用。

日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催。

2

向上等 日本語教育の質の

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

221百万円（200百万円）

文化審議会国語分科会が示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の教育内容、モデルカリキュラムに基づく日本語教師養成・現職者研修のカリキュラム開発・実施・普及を行う。

令和4年度は、就労及び地域日本語教育の人材に対する研修機会を拡充。

日本語教育に関する調査及び調査研究

34百万円（32百万円）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、日本語教育の参照枠の検証、日本語教育機関の多言語ポータルサイトの調査 等）

日本語教師の資格等に係る施策の充実（新規）

86百万円（ - 百万円）

公認日本語教師（仮称）の国家資格について次期通常国会への法案提出を踏まえ、資格取得に係る試験内容や試験実施機関、教育実習に必要なプログラム内容等の調査を実施。

「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等（新規）

51百万円（ - 百万円）

文化審議会国語分科会において令和3年度中に「日本語教育の参照枠」及びその活用のための手引きが策定される予定。

生活・留学・就労等の分野において「日本語教育の参照枠」に基づく教育モデル（カリキュラム、教材、評価方法等）を開発し、公開。

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人との共生社会の実現

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和4年度要求・要望額 604百万円
(前年度予算額 500百万円)



背景・課題

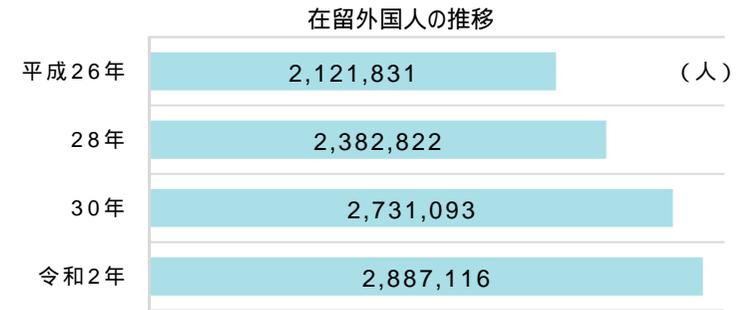
新しい在留資格の創設等の国の施策によって、我が国の在留外国人数は増加傾向であり、日本語教育の重要性が高まっている。

平成30年より外国人材の受入れ環境の充実のための「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年改訂）が推進されるとともに、令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」が閣議決定された。

同法において、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定・実施することが責務と初めて位置付けられ、関係機関との連携強化や必要な体制の整備に努めることとされており、その推進の重要性が高まっている。

日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議において、日本語教育機関における日本語教育の水準の維持向上を図るための仕組みの方向性が示された。

文化審議会国語分科会において、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法に関する共通の指標となる「日本語教育の参照枠」を令和3年度末にとりまとめる予定である。



出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年末現在）

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助事業者：都道府県・政令指定都市、補助率1/2】 令和3年度採択実績 件数：42件（継続34件、新規8件）

- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」、地域内の日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」、日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」の設置等の広域での総合的な体制づくり
- 日本語教育機関、企業等の関係機関と連携し、日本語教師を活用した先導的な日本語教育の実施
- 外国人が地域社会に参画して活躍する共生社会を実現していくため、「日本語教育の参照枠」を活用し、学習者の更なる日本語能力の向上を図る先導的な日本語教育
市町村が都道府県をはじめとする関係機関と連携して行う日本語教育、日本語教育の重要性の理解を促進する住民向けセミナー等の広報活動等への支援 市町村へは県事業の中で間接補助（令和3年度より特別交付税措置）

【件数・単価】40箇所 47箇所

1,150万円 1,200万円程度（市町村への支援 各県4件 5件）を想定

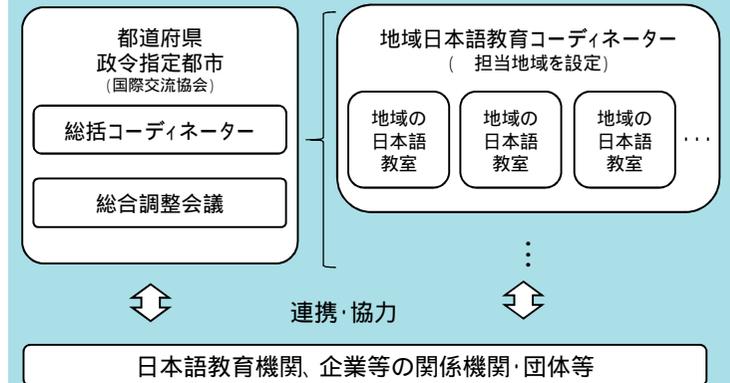
【事業期間】令和元年度～

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

- 都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくり



アウトプット（活動目標）

地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
（令和3年度より日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定予定）

インパクト（国民・社会への影響）

外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
日本語教室は、外国人にとって、日本語のみならず地域での生活を知るとともに学習できる場でもあり、地域社会との接点としてセーフティネットとして機能する

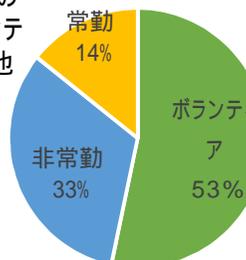
背景・課題

在留外国人等が増加する一方、日本語学習ニーズの多様化・高度化に対応する人材が不十分であり、日本語教育機関で勤務する日本語教師が適切な指導を行える専門的な知識及び技能を有していることを保証する仕組みが必要。

このため、公認日本語教師の国家資格を創設するとともに、政省令の策定のための協力者会議の開催や、試験の実施に向けた調査研究、研修システムの開発といった、制度実施に必要となる予算事業を確実に実行することにより日本語教育の水準の維持向上を図り、外国人等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができる環境を整備し、在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現を図る。

国内の日本語教育人材のうち、現在約5割をボランティアによる者が占め、その他非常勤による者が3割、常勤による者は1割強。

文化庁「国内の日本語教育の概要」(令和元年11月1日現在)



成長戦略FU(令和3年6月18日)抜粋) 高度外国人材の受入促進(教育プログラム等の充実)

・日本語教育の推進に関する法律等に基づき、日本語教師の能力等を証明する新たな資格や日本語教育機関の水準の維持・向上を図るための仕組みについて、2022年通常国会での法案提出も視野に、2021年度中に検討を進める。

事業内容

政令・省令検討のための調査研究協力者会議の開催 要求額：4百万円

- 日本語教師の資格化及び日本語教育機関の類型化に係る法律が令和4年度に成立予定であることを踏まえ、政令及び省令の検討に当たり、制度をより実状に沿ったものとするため、調査研究会議を設置し有識者の意見を聞く。
- 【検討課題：(資格)指定日本語教師養成機関の認定基準、試験実施機関及び登録機関の要件等、(機関の類型化)評価制度の基準の詳細、第三者認定機関の詳細等]

・事業期間：令和4年度

公認日本語教師試験等の運用のための調査研究 要求額：82百万円

- 国家資格の運用には、日本語教師の能力を判定するための試験の開発を行う必要がある。本事業では、適切な試験実施に向け試験内容の詳細や試験実施体制について、有識者会議の設置やヒアリング調査等を通じ検討を行う。

下記 及び に関する調査研究協力者会議の開催 ・要求額：4百万円 ・事業期間：令和4年度～令和6年度

日本語教育能力試験の実施に向けたシステム開発

試験の受付や、受験者のデータ蓄積、回答分析等が可能な試験運用システムの開発を行う。令和4年度はシステムの仕様定義を行う予定。

・要求額(案)：56百万円

・事業期間：令和4年度～令和6年度

自己研鑽研修に関するシステム開発

公認日本語教師には、「知識及び技能向上のための研修」の受講による自己研鑽が義務づけられることになるが、各教師が研修を受講し、データを蓄積するための研修システムを構築。令和4年度はシステムの仕様定義のためのアンケート調査等を行うほか、既存の研修等の内容との整合性を調査するなど、既存の研修と本研修システムの紐づけを行うためのヒアリング調査等を実施する。

・要求額：22百万円 ・事業期間：令和4年度～令和6年度

アウトプット(活動目標)

・政省令の策定やシステム開発等資格化に必要な環境の整備

・公認日本語教師を配置する日本語教育機関の増加

アウトカム(成果目標)

・日本語教師の量的・質的向上を図り、多様化・高度化する学習ニーズに対応

・日本語学習者の増加及び日本語に困難を抱える在留外国人の減少

インパクト(国民・社会への影響)

在留外国人等の日本における円滑な社会包摂の実現

背景・課題

在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。しかし、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

令和3年度末に文化審議会国語分科会が日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容及び方法・評価等に関する共通の指標として「日本語教育の参照枠」（いわば物差し）を策定予定であることから、これを活用した日本語教育モデルの開発が必要である。



事業内容

「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業（新規） ➤ 5機関×1000万円（予定）

「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容(言語能力記述文：Can doという。)やレベル尺度（A1 C2の6段階）等に対応した教育モデルを開発する。日本語教育プログラムの開発実績を有する日本語教育機関等に、同参照枠を活用した生活・留学・就労等の各分野のモデルとなる「参照枠に基づくカリキュラム及び教材・評価手法等」を開発することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図る。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年6月改訂）
日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月）

1. 【参照枠を活用した教育モデルの開発】
10年以上の実績を有する日本語教育機関を対象とする

- 事業運営委員会の設置・運営
- Can doに基づくカリキュラム開発・試行
- 教育機関内の教師研修の開発
- 評価法・教材等の開発



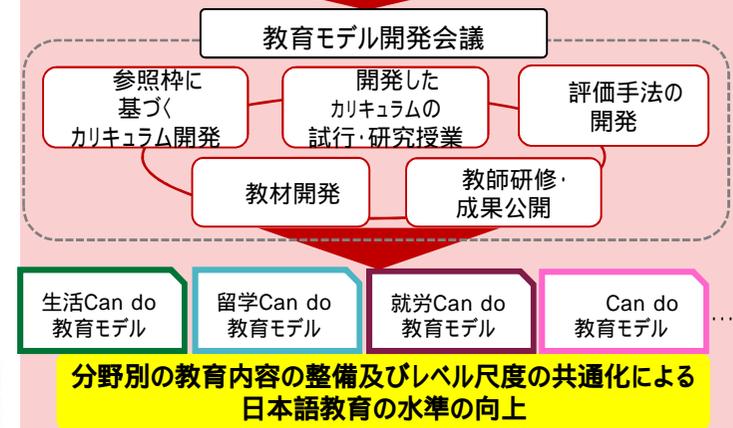
2. 【開発した教育モデルの分野所管行政機関による活用を促進】

- 1で開発した教育モデルを広く公開する
- ◆ 開発した教育・研修モデルの公開
- ◆ 授業研究のための公開授業



「日本語教育の参照枠」に対応した教育モデル開発事業

- (1) 地方公共団体が実施する生活のための日本語教育機関
- (2) 留学生を対象とした日本語教育機関
- (3) 就労のための日本語教育実施機関 など



アウトプット（活動目標）

共通の指標に基づく教育カリキュラムの開発
教育実践活動のモデル構築
教育内容に応じた評価手法の開発
公開授業・教師研修の開発
分野別日本語教育の連携モデルの開発

アウトカム（成果目標）

共通の指標に基づく教育カリキュラムの質の向上
教育実践活動のモデル構築による授業改善
教育内容に応じた評価手法の改善
公開授業・教師研修による教育の質の向上
分野別日本語教育の連携

インパクト（国民・社会への影響）

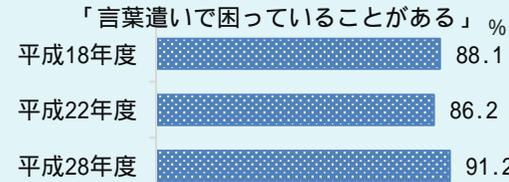
国内外・分野別日本語教育機関間の教育の連携による日本語教育の推進
我が国のコミュニケーションの基盤としての日本語教育の質の向上
共生社会の実現に寄与

背景・課題

国語に関する世論調査では、言語生活において困っていることや気になることがあると回答した人が約9割となっている。その実態を具体的に把握し、国語施策として対応すべきものを見定める必要がある。その上で、文化審議会国語分科会の検討に基づき、国民が必要に応じて参照できる考え方や具体的なよりどころを整え、周知していくことが求められている。

また、国連の各種委員会やユネスコなどからは、消滅の危機にある言語・方言の保存・継承に向けた環境を整える取組も求められている。

Q.言葉や言葉の使い方に関して、困っていることや気になっていることがありますか。(複数回答可)



「国語に関する世論調査」から

極めて深刻：アイヌ語

重大な危険：
八重山方言・与那国方言

危険：
八丈方言・奄美方言・国頭方言・
沖縄方言・宮古方言



ユネスコ「世界消滅危機言語地図」(2009.2)から

事業内容

文化審議会国語分科会における審議との関係

- ・調査及び調査研究(国語に関する実態調査)..... 審議データの提供
期間：平成7年度～令和4年度要求額：24百万円(前年度12百万円)
- ・国語問題研究協議会..... 審議内容の周知
期間：昭和25年度～令和4年度要求額：4百万円(前年度4百万円)

文化審議会国語分科会における審議との関係

- 調査及び調査研究(国語に関する実態調査)
- ・国語に関する世論調査
- ・漢字出現文字列頻度数調査
(新規・令和4年度のみ)
- ・国語施策情報システムの更新
- 国語問題研究協議会



国連・ユネスコ等との関係

- 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業
- ・危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究
実地調査研究、危機言語・方言サミット、研究協議会
- ・アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業
アナログ資料のデジタル化、アーカイブ作成支援、アーカイブ人材育成

アウトプット(活動目標)

「国語に関する世論調査」の調査結果を毎年度上半期に公表
国語問題研究協議会を毎年度開催
「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究」として、2年ごとに3地点以上の基礎データの追加、啓発事業を毎年度1件以上開催

アウトカム(成果目標)

初期(令和5年度頃)
全国紙やキー局での調査結果報道
中期(令和5～7年度頃)
国語の教材等における調査結果・公開データの二次利用の増加
長期(令和5～10年度頃)
調査結果公開データへのアクセス増とデータを活用した学術研究の発展

インパクト(国民・社会への影響)

言語生活において必要なときに参照できる、納得感のある考え方やよりどころが受け入れられ、社会生活における国語によるコミュニケーションの円滑化が進む。
また、危機言語・方言の存在に関する認知度、その継承の意義に関する理解度が上昇する。

背景・課題

デジタル化・ネットワーク化が急速に進展し、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進が、文化芸術における創作・流通・利用にも大きな影響を与えている。DX時代における社会・市場の変化やテクノロジーの進展に柔軟に対応し、「**利用円滑化**」と「**権利保護・適切な対価還元**」によるコンテンツ創作の好循環の実現を図り、その効用を最大化する著作権制度・政策を推進することが急務となっている。

事業内容

DX時代に対応した著作権施策の推進に必要な調査研究【41百万円】

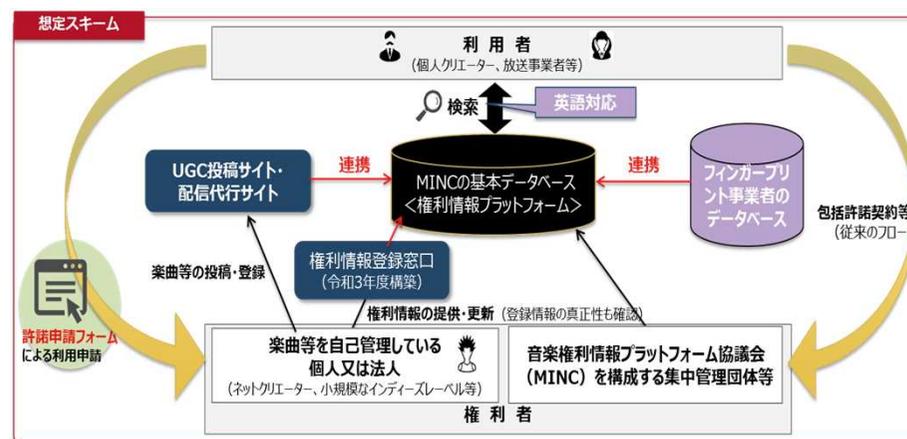
DX時代における社会のニーズやデジタル・ネットワーク技術の変革に的確に対応した法制度と運用を実現するため、各種課題に関する調査研究を実施する。

オーファンワークス対策事業【141百万円】

音楽分野の権利情報データベースについて、**個人クリエイター等の情報の集約、技術を活用した音源による検索、英語による楽曲の特定等**を図り、国内外での我が国のコンテンツの利用活性化と確実な対価還元を目指す。また、**著作権契約書の作成支援**や、**権利者不明の場合の裁定申請の簡便化**を行う。

海賊版対策事業【246百万円】

海賊版対策として**権利執行の強化**、**普及啓発**に係る取組を実施する。特に被害状況が深刻なインターネット上の著作権侵害に関して、**新たな支援策**を講じることで、**実効性ある海賊版対策**を強化する。



- 権利執行の強化
 - ・政府間協議
 - ・トレーニングセミナー
 - ・著作権侵害対策ハンドブックの作成
- 著作権侵害の防止に向けた普及啓発活動
- 権利執行のための相談窓口開設等の支援



アウトプット (活動目標)

審議会等でDX時代に適した著作権法制度の在り方を検討
 著作物の利用円滑化と適切な対価還元の仕組みの構築
 権利者のノウハウの構築及び権利執行力の強化

アウトカム (成果目標)

DX時代に適した著作権法制度の改正
 国内外での我が国のコンテンツの利用活性化
 海賊版被害の縮小

インパクト (国民・社会への影響)

DX時代に対応した「コンテンツクリエイションサイクル」の実現により、我が国の文化の発展に大きく貢献

美術館・博物館の再興を通じた心の復興

1. 事業概要

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

・「復興・創生期間」後の基本方針 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(1) 地震・津波被災地域

被災地の自立に向けて、引き続き、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、先進技術の導入や地域資源の活用等により、産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造することが望まれる。

東日本
大震災

汚泥や塩水等、これまでに
経験のない修理作業に直面



東松島市埋蔵文化財収蔵庫

2. 修理作業の例

修理(脱塩、汚泥の除去)



燻蒸、真空凍結乾燥



汚染物質の計測、分析



美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却

博物館資料の復興による地域創造(第2期復興・創生期間)

事業目的

東日本大震災により被災した美術館・博物館の再興を図ることにより、東日本大震災からの復興に資することを目的とする。

補助対象事業

被災資料を修理するための事業

補助事業者

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村を管轄する道県。

補助金額

補助対象経費の50%